

宿毛市津波避難計画

平成 24 年 3 月策定
(平成 27 年 2 月改訂)
(令和 2 年 3 月改訂)
(令和 2 年 11 月改定)

宿 毛 市

－ 目 次 －

はじめに	1
第 1 章 総則	2
1. 目的	2
2. 計画の修正	2
3. 用語の定義	2
4. 津波から命を守るためのポイント	3
第 2 章 地震・津波被害の概要	5
1. 地震・津波発生のしくみ	5
2. 南海地震に伴う津波被害の状況	6
3. 地震による津波以外の被害状況	7
第 3 章 避難計画	8
1. 津波浸水域及び津波浸水予測時間	9
2. 避難対象地域	11
3. 避難場所等	12
4. 避難路	20
5. 避難困難地域	24
6. 安全・円滑な避難に向けた課題と今後の対応	32
7. 避難方法	39
8. 初動体制（職員の参集等）	43
第 4 章 津波避難施設整備の方針	45
1. 避難困難地域解消対策	45
2. 施設整備基本方針	51
第 5 章 津波情報の収集・伝達・広報	52
1. 津波に関する情報の収集	52
2. 津波に関する情報の伝達系統	55
3. 津波予報等の周知	57
第 6 章 避難の勧告・指示	58
第 7 章 災害時における要配慮者の避難支援	59
第 8 章 防潮水門等の閉鎖措置	63
第 9 章 南海トラフ地震臨時情報に対する避難対応	64
1. 臨時情報発表の流れ	64
2. 臨時情報発表時に備えた対応	65
3. 臨時情報発表時における情報伝達	68
第 10 章 津波防災対策の啓発・訓練	70
1. 啓発	70
2. 訓練	70
第 11 章 地域津波避難計画	71

はじめに

高知県土佐湾沖では、南海トラフを震源とする南海地震が過去概ね 100 年から 150 年の周期で繰り返し発生しており、前回（1946 年）の昭和南海地震の発生から既に約 80 年が経過していることを考慮すると、今世紀前半にも次の南海地震が発生することが懸念されています。

このため、国では、平成 14 年 7 月に「東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」を制定しましたが、その中で本市は平成 15 年 12 月に「東南海・南海地震防災対策推進地域」に指定されています。また、本市では、平成 17 年 5 月に高知県が公表した津波浸水予測に基づき、国や県に津波を防ぐための防災施設の整備を働きかける一方、津波避難場所や避難経路の整備を進めてきました。

しかしながら、平成 23 年 3 月 11 日に発生した東日本大震災では、これまでの想定をはるかに超える地震・津波により、多くの生命が失われるとともに、甚大な被害がもたらされました。これまでは一定頻度の津波レベルを想定し、主に海岸堤防等のハードを中心とした対策が行われてきましたが、この東日本大震災の経験を踏まえ、「災害には上限がない」ことを十分に理解するとともに、最大規模の災害が発生した場合においても、避難により「なんとしても人命を守る」という考えの下で対策を講ずることの必要性が認識されました。

こうしたことから、平成 24 年 8 月に、南海トラフ巨大地震による津波高・浸水域等が国から公表され、平成 24 年 12 月にはより詳細な津波浸水予測が県から公表されました。これらによると、最大クラスの地震が発生した場合、市全域が震度 6 弱の非常に強い揺れに見舞われるほか、市内中心部の大部分が浸水すると想定されており、これまで以上のスピードと着実性を持って、津波対策に取り組む必要性が生じました。

このため、本市における津波被害状況や津波による課題を明らかにするとともに、津波避難に関する基本的な対応を明確に規定し、自主防災組織等が実効性の高い「地域津波避難計画」を策定できるよう、「宿毛市津波避難計画」の改訂を平成 27 年に行いました。

今回の改訂は、津波避難路の現地点検結果や現状の津波避難場所等までの避難行動から、あらためて避難行動要支援者を含めた全ての住民の安全・確実な避難行動に対する課題が浮き彫りになったことから、より一層津波避難の実効性を高めるために行いました。

第1章 総則

1. 目的

この計画は、南海トラフ地震をはじめとする津波災害から、住民の生命、安全を確保することを目的に、宿毛市の円滑な津波避難に関する基本的な対応方針を定めたものです。

2. 計画の修正

この計画は、新たに公表される津波浸水想定や被害想定、土地の利用状況等の変化や自主防災組織等が作成する地域津波避難計画との整合を図るため、必要に応じ適宜修正を行なうものとします。

3. 用語の定義

用語	用語の意味
地域津波避難計画	地域でワークショップ等を行い、地域の住民が中心となって、避難目標地点や避難経路、津波避難場所の選定を検討してとりまとめたものです。
津波浸水域	想定する津波が陸上に遡上した場合に、浸水する陸域の範囲をいいます。過去の津波の浸水域や津波浸水予測図に示された津波の浸水域に基づき定めます。
津波浸水予測時間	津波浸水想定の結果等に基づき、津波が地域に到達すると予測される時間です。
避難対象地域	津波が発生した場合に避難が必要な地域で、市町村がその範囲を定めます。
避難可能地域	避難対象地域のうち、避難開始までに必要な時間に、徒歩を前提とする避難行動に必要な時間を加えた時間が、津波浸水予測時間よりも短い地域です。
避難困難地域	避難対象地域のうち、徒歩を前提とする避難行動では、津波の到達までに、避難対象地域の外（避難の必要がない安全な場所）に避難することが困難な地域です。
避難経路	避難目標地点まで安全に到達できる経路で、住民等が設定するものです。
避難路	避難経路のうち、市町村が指定するものです。
津波避難場所	津波からの危険を回避するため、緊急的・一時的な避難を行う避難場所です。具体的には、自然地形を利用した高台のほか、以下に示す津波避難ビル、津波避難タワー、津波避難シェルターなどがあります。
避難所	住宅の倒壊やライフラインが使用できない等の理由によって、被災者等が長期にわたって避難する場所で、市町村が指定を行います。食料や毛布等の備品が整備されていることが望まれます。
避難目標地点	津波の危険から回避するために、避難対象地域の外へ避難する際に目標とする地点をいいます。必ずしも津波避難場所とは一致しません。
津波ハザードマップ	津波浸水予測図を基に、津波避難場所や防災関係機関、避難経路等の情報を図示した地図です。
津波避難ビル	津波浸水域内で、緊急的・一時的な避難のために利用する建物で、市町村が指定します。
津波避難タワー	津波浸水域内で、自然地形を利用した高台や津波避難ビルの指定による避難場所の確保が困難な地域に設置される鉄骨や鉄筋コンクリートで建築される津波避難に特化した建物です。
津波避難シェルター	津波浸水域内に設置される、水密構造の避難スペースを有する構造物です。地上への設置に加え、半地下、地下、斜面への横穴等の形式があります。
津波対応型救命艇	津波の来襲時、海面に浮き、内部の避難者の安全を確保できる浮体型の避難構造物です。
避難困難者	津波が到達するまでに、安全な場所に避難することが困難な方をいいます。具体的には、次のような方々です。 <ul style="list-style-type: none">・ 避難困難地域に居住している住民・ 避難可能地域内であっても、津波が到達するまでに、避難が困難な要配慮者
要配慮者	高齢者、障害者、傷病者、妊産婦、乳幼児、外国人等であって、災害が発生したときに特別な援護を必要とする方をいいます。
避難行動要支援者	要配慮者のうち、災害が発生し、または災害が発生する恐れがある場合に自ら避難することが困難な方であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るために特に支援を要する方をいいます。

4. 津波から命を守るためのポイント

1. まずは揺れから身を守る

南海トラフ地震の特徴は、大きな揺れが長く続くことです。揺れによってけがをしてしまうと迅速な避難行動がとれなくなるだけでなく、救援者が必要となる場合もあります。他の人を助けるためにも、まず自分の安全を図ることが重要です。

その1 すぐやろう、住宅耐震化と家具の転倒防止。

室内でけがをせず迅速に外に出て避難するために、住宅の耐震化と家具の転倒防止は必ず行います。

その2 あっ、揺れた。大事な頭をまず守ろう。

室内にいる場合は、丈夫なテーブルや机の下に避難します。屋外にいる場合は落下物に注意し、かばんなどの持ち物で頭を守り安全な場所に移動します。

その3 足元注意、ガラスを踏めば要救護者。

避難を焦って、ガラスが飛散した室内を歩くのはとても危険です。また、地震の後は瓦礫が散乱した道を避難しなければなりません。寝室にも履物を用意しておくことが大切です。

2. とにかく早く少しでも高いところへ

高知県の場合、津波は早いところでは3分程度で海岸線に到達します。また、陸上では100mを10秒程度で進む速度があり、津波を確認してから逃げ始めたのでは逃げ切れません。とにかく早く逃げるのが大切です。

その4 揺れたら逃げろ、全力で。

津波から命を守るためには、迅速に逃げるのが最も大切です。強い揺れだけでなく、長いゆっくりとした揺れが続いた場合も津波が発生する可能性がありますので直ちに避難を開始します。避難にあたっては「自分は大丈夫」、「ここまで来ればもう大丈夫」と思うことなく、そのときできる最善の避難行動をとることが大切です。

その5 何かする、その遅れが命取り。

離れている家族の安否確認や、津波警報を確認したりしている間にも津波は進んできます。強く長い揺れを感じたらすぐ避難を開始することが大切です。いざという時、家族の安否確認に時間をとられることのないよう日頃から家族で話し合い、ルールを作っておきます。

その6 浸水想定にとられるな。

公表されている津波浸水に関する想定は、あくまで想定される地震が起きた場合の浸水の状態を予測したものでしかありません。東日本大震災では、従前の津波浸水予測図の内側（浸水が予測されている）の地域よりも、外側（浸水が予測されていない）の地域で多くの方が亡くなっているという報告もあります。想定外のないことを念頭においた津波浸水予測であっても、それ以上の津波が発生しないとは言えません。想定を過信することなく、より安全なところに避難を行うことが大切です。

3. みんなを救う率先避難

状況を確認し、誰かが避難しているのを見たら避難しようという人もいます。この人たちを救うためには「津波が来るぞ！」と呼びかけながら避難する率先避難者が必要です。過剰な避難は許されますが、避難の遅れは死につながります。一人のとっさの判断が、多くの人を助けます。

その7 率先避難がみんなを救う。

津波の規模が小さかった場合、避難を呼びかけた人が非難されることがあるかもしれません。しかし、そのような非難は命が助かったから言えることです。みんなの命を救うためには必要な避難と割り切り、過剰とも思われるくらいの率先避難を行う勇気が必要です。

4.もどる前には安全確認

津波は長い時間繰り返し襲ってきます。第一波よりも第二波や第三波が大きいこともあります。警報が解除されるまでは絶対にもどらないことが重要です。

その8 繰り返し、しつこく襲う大津波。

津波は繰り返し襲ってきます。命よりも大切なものはありません。自己判断せず、ラジオ等を通じて正しい情報を入手し、津波に関する警報等が解除されるのを待ってもどるよう にします。

5.津波から避難する方法を考えることがすべての始まり

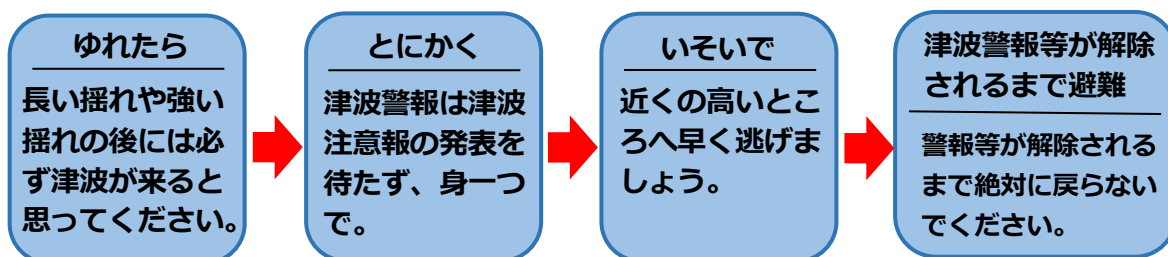
いざという時には、普段やっていることしかできません。とっさに避難するためには、津波避難計画を作りながら、避難方法について家族や地域で考え実際に避難訓練を行っておくことが必要です。

その9 逃げよう、地域で決めた避難場所。

津波への対処方法を家族や地域で共有しておくことで、短時間で避難することができるようになります。地域で津波からの避難方法をしっかりと話し合うことで、お互いの信頼関係も高まりいざという時の力になります。

その10 絆深める避難訓練。

公表されている被害想定は、あくまでもシナリオの一つでしかありません。津波避難場所や避難経路の整備、住宅の耐震化等を進め、住民の避難意識が高ければ犠牲者を大幅に減らすことができます。震度7に達する大きな揺れの後、落ち着いて物事を考え行動することは難しいと考えられます。このような混乱の中でも迅速に避難を行うためには、地域の住民全員が声を掛け合い、助け合うことが重要です。このためには訓練を繰り返し行い、地域の絆を高めておくことが大切です。多くの住民が積極的に訓練に参加するとともに、訓練の結果をもとに見直しも行いながら、より実効性の高い避難計画を作り上げます。



出典：「高知県津波避難計画策定指針」（高知県/平成 25 年）

「南海地震に生きぬくために備えちょき」（高知県/平成 23 年）

第2章 地震・津波被害の概要

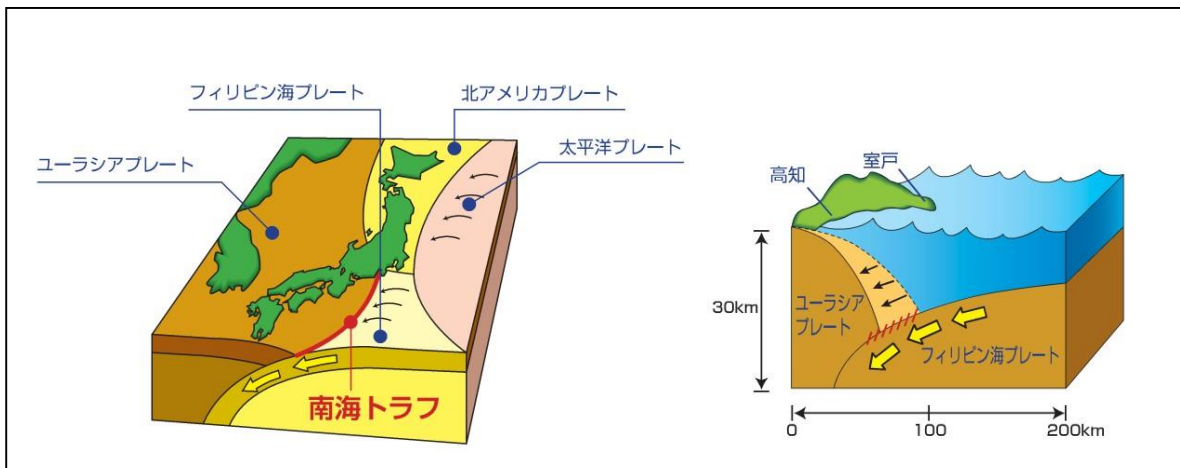
1. 地震・津波発生のおきみ

(1) 地震発生のおきみ

地球の表面は、「プレート」と呼ばれる厚さ数十キロメートルの巨大な板状の岩盤に覆われています。このプレートは年間に数センチメートルから十数センチメートルという、非常にゆっくりとした速さで動いています。

土佐湾沖では、フィリピン海プレートがユーラシアプレートの下に沈み込む動きをしており、このため毎年毎年、2つのプレートの境界付近でひずみが少しずつたまっていきます。ひずみに耐える力が限界に達した時に、引き込まれたプレートが急に元に戻ろうとはね上がることで南海地震が発生します。

《プレートの沈み込みの状況》

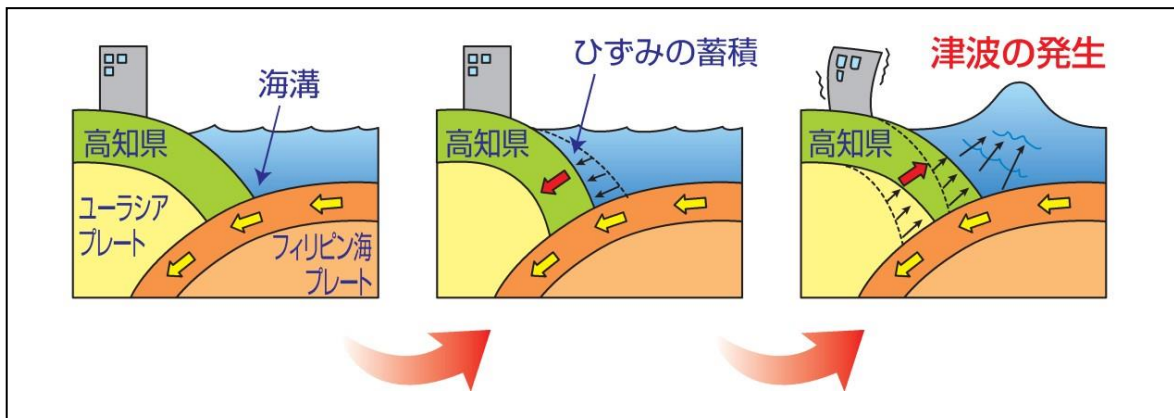


出典：「南海地震に生きぬくために備えちょき」（高知県/平成23年）

(2) 津波発生のおきみ

南海地震が発生すると、高知県全体が大きく揺れます。さらに、海底地盤の動きによって海面が大きく持ちあがり、その波が伝わり沿岸域では大津波が発生します。

《津波発生のおきみ》



出典：「南海地震に生きぬくために備えちょき」（高知県/平成23年）

2. 南海地震に伴う津波被害の状況

(1) 過去の南海地震発生状況

南海地震は、これまでおおむね 100 年から 150 年ごとに発生しています。1946 年（昭和 21 年）に発生した昭和南海地震は地震の規模が小さかったことから、エネルギーがまだ残っていると考えられ、次の南海地震は 100 年を待たず今世紀前半にも発生するおそれがあるといわれています。

過去の南海地震では、3 つの地震が同時、もしくは、数十時間から数年の時間差で発生しています。

《過去における南海地震の発生状況》



出典：「南海地震に生きぬくために備えちよき」（高知県/平成 23 年）

(2) 昭和の南海地震による被害状況

高知県や西日本各地に大きな被害をもたらした昭和の南海地震は、1946 年（昭和 21 年）12 月 21 日午前 4 時 19 分に、和歌山県潮岬の沖合い約 50 キロメートルの海底で発生しました。地震の規模を表わすマグニチュードは 8.0 でした。

高知県の沿岸には 4～6 メートルの津波が押し寄せ、大きな揺れと津波により 679 人が死亡（行方不明含む）、1,836 人が負傷したほか、4,846 戸の家屋が全壊・流失するなど大きな被害が出ました。

《昭和の南海地震の被害状況》



出典：「南海地震に生きぬくために備えちよき」（高知県/平成 23 年）

3. 地震による津波以外の被害状況

地震による被害は津波だけではありません。地震に伴う津波以外の被害によって、命を落とすことも、ケガをして津波から逃げられなくなることもあります。このため、津波からの避難を考える上では、津波以外の被害にも十分に注意する必要があります。

地震に伴う津波以外の被害には、次のようなものがあります。

《地震による津波以外の被害》

<p style="text-align: center;">○土砂災害</p>  <p style="text-align: right; font-size: small;">新潟県中越地震で崩れ落ちた民家 (2004年10月24日新潟県山古志村、提供 共同通信社)</p>	<p style="text-align: center;">○ため池の決壊</p>  <p style="text-align: right; font-size: small;">資料：農林水産省 HP</p>
<p style="text-align: center;">○火災</p>  <p style="font-size: small;">神戸市内の火災現場 (提供 神戸市消防局)</p>	<p style="text-align: center;">○建物や電柱の倒壊</p>  <p style="font-size: small;">阪神・淡路大震災時の街中 (提供 神戸市消防局)</p>
<p style="text-align: center;">○ブロック塀の倒壊</p>  <p style="font-size: small;">ブロック塀の倒壊 (新潟県中越地震時の新潟県小千谷市)</p>	<p style="text-align: center;">○家具の転倒</p>  <p style="font-size: small;">家で (提供 神戸市広報課)</p>

出典：「南海地震に生きぬくために備えちょき」（高知県/平成 23 年）

ため池の決壊は「農林水産省 HP」

第3章 避難計画

ここでは、避難対象地域や避難場所など、実際の避難に必要な情報や宿毛市職員の初動体制等について整理を行います。

ただし、ここに記載する内容についてはあくまでも現状における計画であり、地域ごとの課題や避難訓練の結果を踏まえ、絶えず見直しを行う必要があります。

《本章の構成》

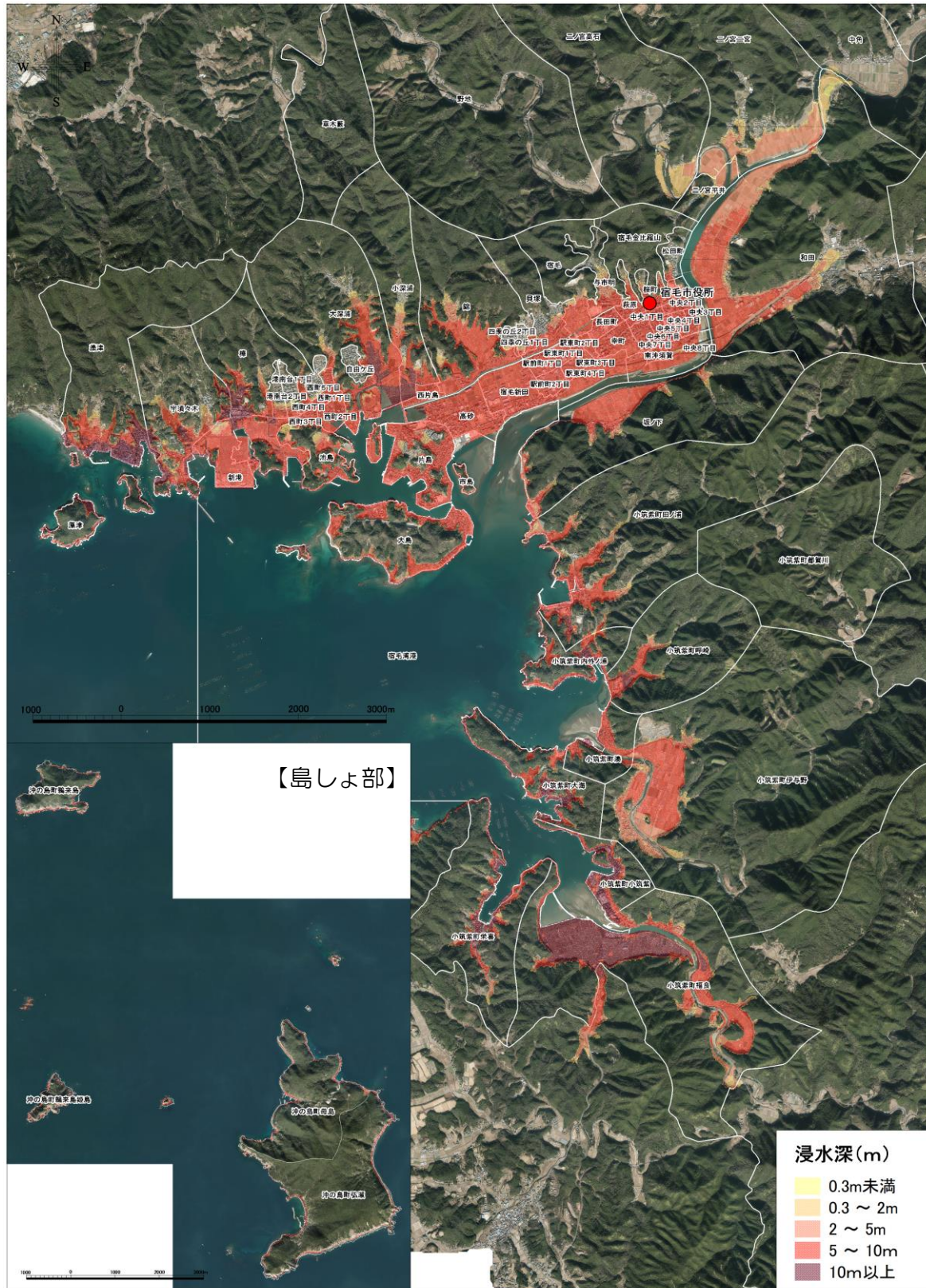
記載項目	記載内容
1.津波浸水域及び津波浸水予測時間	・高知県の公表に基づく津波浸水域及び浸水予測時間
2.避難対象地域	・避難が必要な地域の範囲や避難者数
3.避難場所等	・避難場所、津波避難ビル等の位置
4.避難路等	・避難路等選定の留意点及び避難経路の設定、避難路の確保、避難道の整備
5.避難困難地域	・避難困難地域の特定と避難場所等の収容可否
6.安全・円滑な避難に向けた今後の対応	・今後実施すべき対策内容
7.避難方法	・避難方法の検討における留意事項
8.初動体制	・市職員の配備体制や参集基準

1. 津波浸水域及び津波浸水予測時間

本市において、津波避難計画を策定する基本となる津波浸水域（浸水深）及び津波浸水予測時間は、高知県が公表する津波浸水予測結果によるものとします。

(1) 津波浸水域

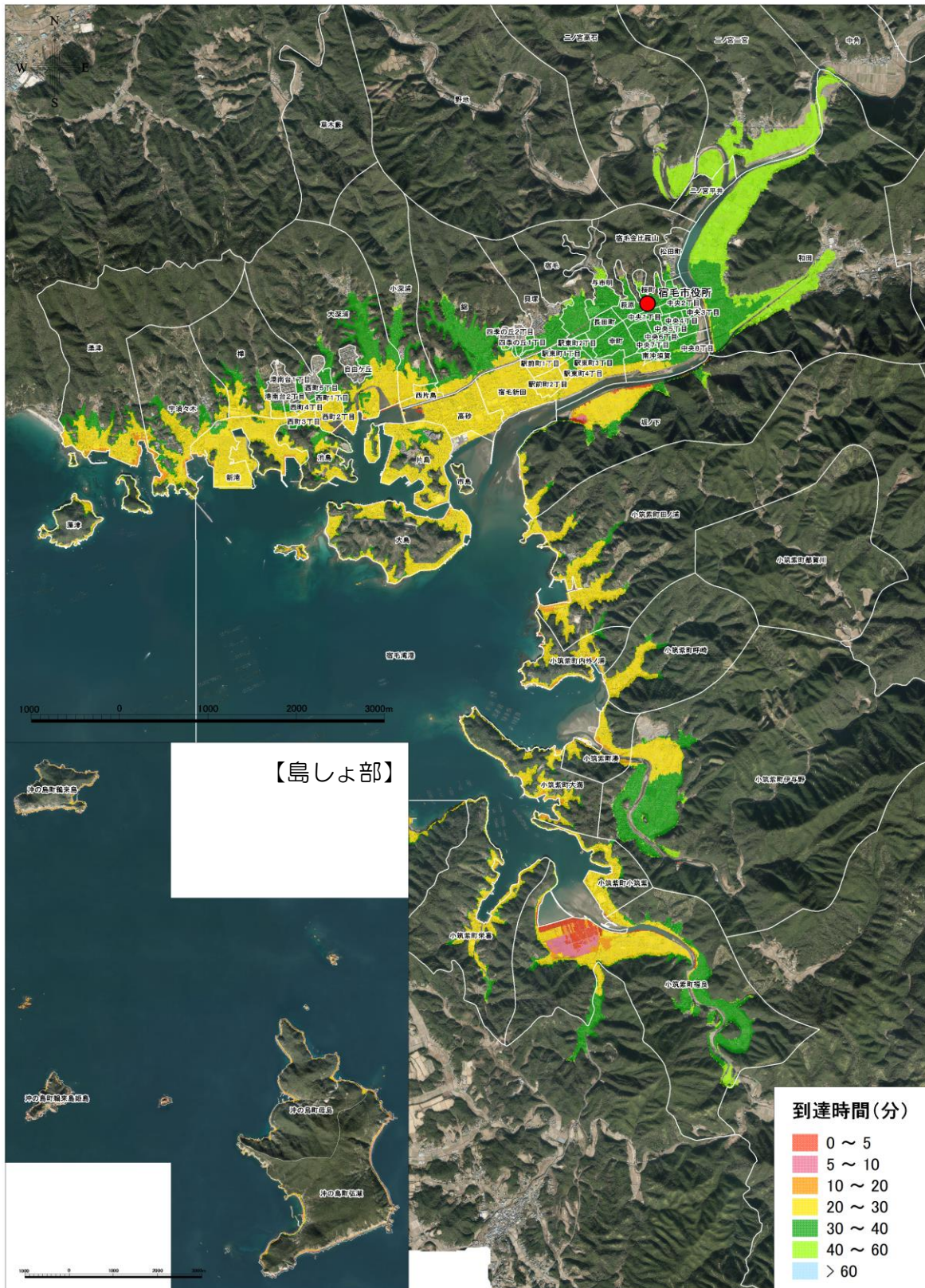
《津波浸水予測図》



資料：「高知県版第2弾 南海トラフ巨大地震による震度分布・津波浸水予測」（高知県/平成24年12月10日）

(2) 津波浸水予測時間

《津波浸水予測時間図》



資料：「高知県版第 2 弾 南海トラフ巨大地震による震度分布・津波浸水予測」（高知/平成 24 年 12 月 10 日）

2. 避難対象地域

高知県作成の津波浸水予測図をもとに、余裕域を考慮し、町丁目単位で避難対象地域の設定を行いました。

なお、避難対象地域の設定にあたっては、一部でも津波浸水域に含まれる町丁目の全てを抽出しています。

《避難対象地域一覧表》

避難対象地域 (町丁目名称)	最大 浸水深 (m)	津波浸水 予測最短 時間 (分)	地域全体					浸水想定区域内					按分率 (浸水想定建物面積 ÷ 地域全体建物面積)
			面積 (千㎡)	人口 (人)	世帯数 (世帯)	建物件数 (件)	建物面積 (千㎡)	面積 (千㎡)	人口 (人)	世帯数 (世帯)	建物件数 (件)	建物面積 (千㎡)	
藻津	16.42	13	2,849.13	246	111	292	35.58	443.94	239	108	276	34.41	0.97
宇須々木	15.25	14	1,332.29	287	119	349	37.70	380.12	235	98	273	31.07	0.82
新港	14.03	20	573.97	6	3	73	12.32	497.43	6	3	72	12.18	0.99
樺	13.21	28	1,039.15	63	29	92	14.17	180.01	59	27	79	13.31	0.94
港南台1丁目	9.52	29	79.58	321	122	94	8.82	18.72	39	15	7	1.02	0.12
港南台2丁目	10.48	28	81.70	289	112	122	9.65	32.35	75	29	32	2.51	0.26
西町1丁目	9.13	27	68.87	351	180	172	16.64	66.45	351	180	172	16.64	1
西町2丁目	11.16	24	94.91	235	117	142	13.76	84.43	235	117	141	13.73	1
西町3丁目	9.75	26	42.48	163	76	89	8.61	42.48	163	76	89	8.61	1
西町4丁目	9.36	28	37.58	122	63	23	6.05	30.91	121	62	20	5.99	0.99
西町5丁目	8.68	37	72.16	265	118	131	13.33	8.77	48	21	25	2.45	0.18
池島	11.68	20	378.94	95	57	145	10.17	173.47	94	56	144	10.10	0.99
大深浦	12.00	19	2,269.03	267	124	383	36.20	541.40	200	93	236	27.28	0.75
小深浦	11.80	28	1,305.96	192	73	129	12.39	200.38	121	46	82	7.78	0.63
自由ヶ丘	10.23	-	84.92	301	137	141	12.84	8.79	0	0	0	0.00	0
片島	14.63	19	617.52	1,203	607	1,062	88.58	445.83	1,143	577	1,003	83.87	0.95
大島	13.86	18	1,029.05	477	266	596	44.08	354.45	444	247	569	40.90	0.93
錦	10.29	29	1,772.68	143	66	214	26.95	453.73	132	61	186	24.85	0.92
四季の丘1丁目	9.25	30	35.90	246	91	60	5.17	8.61	76	28	14	1.59	0.31
四季の丘2丁目	8.46	30	45.32	314	105	82	6.79	9.91	79	26	19	1.70	0.25
西片島	11.67	24	69.45	123	65	86	9.73	61.61	123	65	86	9.73	1
高砂	11.98	24	387.46	716	371	345	48.45	328.73	716	371	345	48.45	1
徳毛新田	9.92	22	619.01	437	210	300	52.56	525.52	437	210	299	52.56	1
駅前町1丁目	9.11	28	78.85	96	45	22	6.37	74.81	96	45	22	6.37	1
駅前町2丁目	7.76	25	78.63	62	33	31	6.80	78.63	62	33	31	6.80	1
駅東町1丁目	9.11	29	45.98	16	6	5	2.51	44.62	16	6	5	2.51	1
駅東町2丁目	7.78	31	20.26	5	2	4	1.36	20.26	5	2	4	1.36	1
駅東町3丁目	7.78	30	18.37	0	0	3	1.25	18.37	0	0	3	1.25	1
駅東町4丁目	7.90	27	46.98	38	19	26	4.41	46.98	38	19	26	4.41	1
貝塚	8.56	30	500.64	629	373	353	36.68	103.88	352	209	186	20.38	0.56
徳毛	8.81	33	673.60	56	27	21	2.61	109.26	50	24	18	2.36	0.9
与市明	8.08	35	237.36	281	148	324	29.53	109.65	236	124	248	24.87	0.84
長田町	8.84	32	77.96	197	118	160	23.69	75.75	197	118	160	23.69	1
幸町	8.73	31	131.48	336	165	248	27.64	131.48	336	165	248	27.64	1
萩原	8.34	35	93.70	274	136	242	18.52	71.57	266	132	229	17.97	0.97
桜町	7.45	36	123.09	174	103	236	22.92	89.00	169	100	226	22.24	0.97
松田町	6.02	39	138.48	246	127	166	13.61	12.73	66	34	55	3.64	0.27
中央1丁目	8.08	34	41.84	178	81	181	14.76	41.84	178	81	181	14.76	1
中央2丁目	7.49	36	92.16	206	106	175	18.45	61.00	204	105	174	18.29	0.99
中央3丁目	7.52	36	68.89	177	95	181	13.03	45.01	177	95	181	13.03	1
中央4丁目	7.56	37	32.12	177	98	170	12.49	32.12	177	98	170	12.49	1
中央5丁目	7.61	35	34.48	133	72	145	13.35	34.48	133	72	145	13.35	1
中央6丁目	7.71	34	45.94	216	125	232	17.01	45.94	216	125	232	17.01	1
中央7丁目	7.86	33	65.33	301	177	241	22.29	65.33	301	177	241	22.29	1
中央8丁目	8.74	31	320.97	87	41	84	9.33	182.06	87	41	84	9.33	1
南沖須賀	8.23	32	31.52	92	38	39	5.89	31.52	92	38	39	5.89	1
二ノ宮高石	5.32	-	5,941.98	95	40	51	9.14	120.36	0	0	0	0.00	0
二ノ宮二宮	7.39	47	4,206.91	338	164	129	23.80	377.59	132	64	58	9.17	0.39
二ノ宮平井	5.83	45	227.61	66	32	68	5.30	55.84	37	18	42	2.98	0.56
中角	1.00	-	2,581.07	138	55	75	11.58	7.99	0	0	0	0.00	0
和田	9.90	36	5,724.98	703	352	920	117.30	1,133.18	415	208	455	69.34	0.59
坂ノ下	11.37	22	2,719.83	310	169	109	21.31	424.35	304	166	106	20.86	0.98
小筑紫町田ノ浦	11.57	19	9,301.08	325	165	126	22.90	430.84	286	145	108	20.22	0.88
小筑紫町内外ノ浦	15.39	17	498.70	210	116	96	12.39	167.47	210	116	96	12.39	1
小筑紫町呼崎	11.88	23	1,713.66	68	40	36	7.09	153.85	58	34	29	6.10	0.86
小筑紫町湊	13.31	17	445.64	69	36	65	9.34	128.18	69	36	65	9.34	1
小筑紫町大海	13.78	19	799.52	291	142	110	15.38	227.90	285	139	108	15.10	0.98
小筑紫町伊与野	8.70	25	8,762.66	351	161	172	33.65	712.73	309	142	142	29.73	0.88
小筑紫町小筑紫	16.60	17	448.38	345	184	150	23.49	193.91	342	182	149	23.36	0.99
小筑紫町福良	13.45	13	4,560.08	287	181	160	32.19	1,144.16	267	168	145	29.91	0.93
小筑紫町石原	4.18	-	21,514.27	87	45	91	12.20	4.00	0	0	0	0.00	0
小筑紫町栄喜	13.63	17	1,867.30	351	198	209	27.23	244.69	323	182	192	25.09	0.92
沖の島町鶴来島	13.43	9	1,311.34	38	29	21	3.42	138.52	24	18	13	2.13	0.62
沖の島町母島	11.91	12	4,202.84	62	38	56	7.77	200.26	13	8	13	1.63	0.21
沖の島町弘瀬	23.64	22	6,167.32	88	51	85	11.41	297.32	14	8	11	1.79	0.16
合計			100,880.86	15,061	7,555	11,140	1,261.93	12,587.47	11,678	5,993	8,809	1,021.80	

※建物件数及び建物面積は国土地理院・基盤地図情報をもとに、GIS上で算定

※津波浸水予測最短時間は、浸水深30cmの津波高が各地区の建物敷地に到達する最短時間を記載

※按分率は津波浸水域内における人口及び世帯数の算出に使用

3. 避難場所等

3-1 避難場所（一時避難場所）

津波からの避難に備え、宿毛市ではこれまでに避難場所の指定を行ってきました。

以下では、避難場所選定における留意点や、避難場所の位置等について整理を行います。

(1) 避難場所選定の留意点

避難場所は、次の点に留意して選定します。

《避難場所選定における留意点》

■安全性

- ・避難対象地域から外れている、若しくは、津波に対して十分な安全性を持っている建築物かどうか。
 - ・オープンスペース、若しくは、耐震性が確保されている建物かどうか。
- ※建物を指定する場合は、昭和56年の新耐震設計基準に基づき建築された建物、若しくは、耐震補強実施済みの建物を指定することを原則とします。
- ・周辺に山崩れや危険物の貯蔵庫等、危険箇所がないかどうか。
 - ・想定を超える津波が発生した場合、さらに避難できる（いわゆる2度逃げ）よう、高さの余裕を持っているかどうか。

■避難時間

- ・想定されている津波浸水予測時間内で避難可能かどうか。

■機能性

- ・避難する住民数に対する十分な広さ（1㎡/人）が確保できるか。
- ・津波避難場所であることが分かりやすく表示されているとともに、経路が分かりやすいか。
- ・夜間の避難に対応できる照明が設置されているか。
- ・オープンスペースの場合は、風雨を防ぐ施設等（簡易なテント等を含む）が利用できるか。
- ・避難が長時間に及ぶことも想定し、生命の維持に必要なもの（水や防寒具等）のほか、情報の入手、発信に必要なもの（ラジオ、トランシーバー、発煙筒、非常電源等）が備えられているか。

(2) 避難場所一覧

上記の点に留意して選定を行った避難場所は以下のとおりです。

《避難場所一覧表》

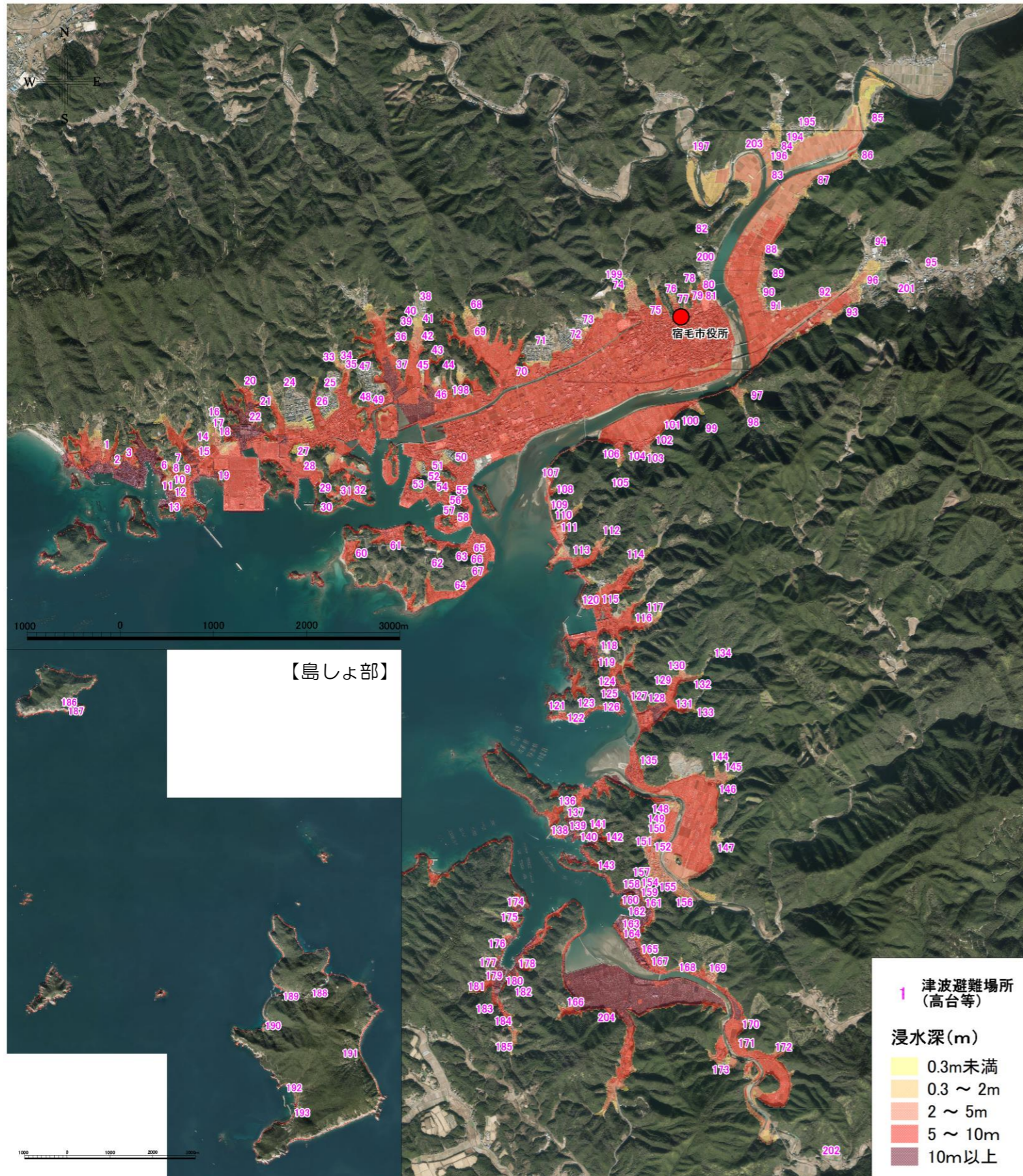
マップ No	地区	番号	避難先	標高 (m)	面積 (㎡)	利用可能人数 (1㎡/人)	所在地
1	藻津	1	裏山	22.4	100	100	藻津
		2	畑へ	21.4	200	200	藻津
		3	裏山	23.0	400	400	藻津
2	宇須々木	6	高台へ	20.3	280	280	宇須々木
		7	網作業場	25.1	100	100	宇須々木
		8	裏山へ	17.1	100	100	宇須々木
		9	裏山へ	21.2	200	200	宇須々木
		10	裏山へ	12.2	50	50	宇須々木
		11	裏山	15.7	240	240	宇須々木
		12	裏山へ	12.0	300	300	宇須々木
		13	墓地へ	18.7	100	100	宇須々木
		14	松岡宅裏	28.9	500	500	宇須々木
		15	和泉宅横畑へ	17.7	50	50	宇須々木
		16	山口恵生宅前	24.5	120	120	宇須々木
		17	山口春亀宅前	25.7	100	100	宇須々木
		18	裏山	29.5	100	100	宇須々木
		3	樺・新港	19	お宮へ	17.4	160
20	近くの裏山へ(畑)			12.6	100	100	樺
21	聖神社			37.1	500	500	樺
22	咸陽小学校裏山へ			20.5	500	500	樺
4	西町 港南台	24	港南台へ(頂上付近)	42.1	10,000	10,000	港南台
		25	5丁目の登坂へ	30.0	3,000	3,000	西町
		26	5丁目公園	18.8	5,000	5,000	西町
		27	3丁目の高台へ	11.1	200	200	池島
5	池島	28	要工務店裏	18.7	50	50	池島
		29	旧道	21.2	400	400	池島
		30	灯台	51.1	300	300	池島
		31	天満宮	14.9	120	120	池島
		32	墓地	21.6	110	110	池島
6	小深浦 大深浦 自由ヶ丘	33	山へ(みかん畑)	46.1	500	500	大深浦
		34	山へ(アンテナ)	21.4	50	50	大深浦
		35	みかん畑へ	27.7	100	100	大深浦
		36	裏山へ(上段)	29.9	50	50	大深浦
		37	裏山へ	29.1	150	150	大深浦
		38	裏山へ	28.9	150	150	小深浦
		39	山へ	28.1	50	50	小深浦
		40	星神社	22.7	100	100	小深浦
		41	資器材等倉庫	18.9	300	300	小深浦
		42	みかん山へ	13.2	50	50	小深浦
		43	みかん山へ	22.0	100	100	小深浦
		44	裏山へ	62.5	500	500	錦
		45	朝日ヶ丘団地の上へ	16.0	300	300	小深浦
		46	資材置き場上	39.6	200	200	小深浦
47	自由ヶ丘の坂へ(頂上)	29.6	7,000	7,000	自由ヶ丘		
48	裏山へ	27.7	300	300	大深浦		
49	裏山へ(お墓)	22.1	500	500	自由ヶ丘		
198	裏山へ	15.0	1,000	1,000	小深浦		
7	片島	50	一宮塩竈神社の裏山	28.0	2,000	2,000	片島
		51	太子堂裏山へ	38.5	300	300	片島
		52	港ヶ丘団地	19.1	1,000	1,000	片島
		53	旧測候所	45.9	150	150	片島
		54	民宿サカ工裏山	21.8	50	50	片島
		55	八軒屋避難道へ	23.1	100	100	片島
		56	裏山へ	20.0	50	50	片島
		57	安喜渡船上の山	12.7	400	400	片島
58	大島小学校裏山へ	36.5	300	300	片島		

マップ No	地区	番号	避難先	標高 (m)	面積 (㎡)	利用可能人数 (1㎡/人)	所在地
8	大島	60	国民宿舍椰子	33.5	2,000	2,000	大島
		61	大島中央線	14.0	800	800	大島
		62	水ヶ浦上へ	44.4	100	100	大島
		63	春日神社	20.9	100	100	大島
		64	恵比須神社跡	17.8	50	50	大島
		65	ハイタカ神社	10.8	160	160	大島
		66	墓地へ	17.9	50	50	大島
9	四季の丘 錦	67	墓地頂上	50.7	100	100	大島
		68	観音堂	22.0	120	120	錦
		69	白皇神社	13.7	140	140	錦
		70	稲荷神社	12.6	40	40	錦
12	与市明・長田町 幸町・宿毛 貝塚	71	集会所前	22.9	4,500	4,500	四季の丘
		72	巖島神社	21.8	100	100	貝塚
		73	宿毛授産園	15.6	800	800	貝塚
		74	与市明交差点上	21.6	300	300	宿毛
		199	つつじ霊園上り口	15.0	300	300	宿毛
13	街	75	萩原天満宮	25.2	200	200	萩原
		76	宿毛天満宮	35.7	2,000	2,000	桜町
		77	東福寺の横の基地	21.2	60	60	桜町
		78	西谷児童公園奥	26.8	100	100	桜町
		79	忠霊塔	25.1	400	400	桜町
		80	水道課	14.4	1,000	1,000	松田町
		81	石鎚神社	34.2	200	200	中央2丁目
		200	清掃公社上り口	30.0	300	300	松田町
14	高石 平井 二宮	82	清掃公社	40.0	500	500	二ノ宮平井
		83	文殊堂	33.0	210	210	二ノ宮二宮
		84	正八幡宮	40.0	400	400	二ノ宮二宮
		194	中ノ森(田)	16.8	600	600	二ノ宮二宮
		195	高田(高台)	20.0	300	300	二ノ宮二宮
		196	集会所奥の広場	12.5	100	100	二ノ宮二宮
		197	広場	12.5	200	200	二ノ宮高石
		203	二ノ宮団地裏山	18.0	100	100	二ノ宮二宮
15	和田	85	裏山墓地	31.1	100	100	和田
		86	鬼子母神社	26.0	50	50	和田
		87	白皇神社	17.8	100	100	和田
		88	松田川小学校	16.6	5,000	5,000	和田
		89	空地へ	17.7	800	800	和田
		90	仁井田神社	21.5	100	100	和田
		91	稲毛神社	25.1	100	100	和田
		92	裏山へ	10.9	50	50	和田
		93	山へ	31.7	500	500	和田
		94	小森集会所	31.7	200	200	和田
		95	東宮神社	51.1	60	60	和田
		96	すみれ保育園	15.0	400	400	和田
201	正和霊園	42.0	300	300	和田		
16	坂ノ下	97	荒瀬山林道(堰堤横)	14.0	1,000	1,000	坂ノ下
		98	道路奥へ	19.0	1,000	1,000	坂ノ下
		99	裏山へ(堰堤前)	19.2	1,000	1,000	坂ノ下
		100	裏山へ(畑)	18.0	100	100	坂ノ下
		101	裏山へ	17.8	50	50	坂ノ下
		102	裏山へ	12.8	150	150	坂ノ下
		103	裏山へ	30.0	50	50	坂ノ下
		104	裏山へ	24.9	50	50	坂ノ下
		105	裏山へ	17.2	100	100	坂ノ下
		106	裏山へ	24.0	50	50	坂ノ下
		107	裏山へ	44.7	50	50	坂ノ下
		108	裏山へ	44.7	50	50	坂ノ下
109	裏山へ	13.0	50	50	坂ノ下		
110	裏山へ	10.9	50	50	坂ノ下		
111	裏山へ	15.0	50	50	坂ノ下		
17	田ノ浦	112	みかん山へ(北側)	16.7	60	60	小筑紫町田ノ浦
		113	みかん山へ	38.8	50	50	小筑紫町田ノ浦
		114	みかん山へ	25.7	50	50	小筑紫町田ノ浦
		115	竹林へ	15.0	50	50	小筑紫町田ノ浦
		116	愛宕神社	18.4	50	50	小筑紫町田ノ浦
		117	裏山へ(看板)	30.0	50	50	小筑紫町田ノ浦
		118	小筑紫保育園	21.6	2,000	2,000	小筑紫町田ノ浦
		119	旧みなみ保育園	24.0	200	200	小筑紫町田ノ浦
		120	小浦地区墓地	23.2	50	50	小筑紫町田ノ浦
		121	裏山へ(頂上)	54.0	200	200	小筑紫町内外ノ浦
18	内外の浦 呼崎	122	岩宮へ(頂上)	28.0	100	100	小筑紫町内外ノ浦
		123	八坂神社裏(左上)	28.1	50	50	小筑紫町内外ノ浦
		124	裏山へ	13.3	20	20	小筑紫町内外ノ浦
		125	裏山へ	16.0	50	50	小筑紫町内外ノ浦
		126	道路上へ	45.2	180	180	小筑紫町内外ノ浦
		127	奥へ	13.9	80	80	小筑紫町内外ノ浦

マップ No	地区	番号	避難先	標高 (m)	面積 (㎡)	利用可能人数 (1㎡/人)	所在地
18	内外の浦 呼崎	128	仁井田神社(上)	9.2	50	50	小筑紫町呼崎
		129	薬師寺上(墓)	25.4	50	50	小筑紫町呼崎
		130	裏山へ(畑の上)	26.9	50	50	小筑紫町呼崎
		131	裏山へ	15.0	50	50	小筑紫町呼崎
		132	裏山へ	47.8	400	400	小筑紫町呼崎
		133	裏山へ	18.0	130	130	小筑紫町呼崎
		134	裏山へ	30.3	570	570	小筑紫町呼崎
19	湊 大海	135	墓地へ	21.8	300	300	小筑紫町湊
		136	道路上へ	33.7	500	500	小筑紫町大海
		137	市道頂上	17.0	200	200	小筑紫町大海
		138	八坂神社	18.5	100	100	小筑紫町大海
		139	大海避難場所	19.8	100	100	小筑紫町大海
		140	若宮神社上へ	16.0	120	120	小筑紫町大海
		141	墓地へ	19.6	50	50	小筑紫町大海
		142	裏山へ	16.7	50	50	小筑紫町大海
20	伊与野	143	掘り抜き北側の畑	23.5	50	50	小筑紫町大海
		144	倉庫奥へ	24.5	200	200	小筑紫町伊与野
		145	裏山へ(上)	25.4	50	50	小筑紫町伊与野
		146	裏山へ	21.8	100	100	小筑紫町伊与野
		147	裏山へ	32.3	160	160	小筑紫町伊与野
		148	裏山へ	18.9	50	50	小筑紫町伊与野
		149	三木精米所奥へ	18.0	50	50	小筑紫町伊与野
		150	裏山へ	18.6	30	30	小筑紫町伊与野
		151	寺田米穀店奥	21.2	30	30	小筑紫町伊与野
		152	集会所の山	26.8	100	100	小筑紫町伊与野
		154	裏山へ	15.9	50	50	小筑紫町伊与野
21	小筑紫	155	鳳彩寺(上の墓)	29.9	100	100	小筑紫町伊与野
		156	裏山へ	21.7	130	130	小筑紫町伊与野
		157	裏山へ	28.2	120	120	小筑紫町伊与野
		158	裏山へ	22.6	100	100	小筑紫町小筑紫
		159	裏山へ	31.6	50	50	小筑紫町小筑紫
		160	七日島	49.0	100	100	小筑紫町小筑紫
		161	墓地	12.5	100	100	小筑紫町小筑紫
		162	天満宮	17.4	100	100	小筑紫町小筑紫
		163	尾崎山(頂上)	25.0	100	100	小筑紫町小筑紫
		164	尾崎山(中腹)	22.4	100	100	小筑紫町小筑紫
22	福良 石原	165	西南設備奥の山へ	21.1	100	100	小筑紫町小筑紫
		166	海積神社	17.7	50	50	小筑紫町小筑紫
		204	牛舎跡奥の山	28.0	50	50	小筑紫町小筑紫
		167	小筑紫診療所裏山	24.8	100	100	小筑紫町福良
		168	裏山へ	17.4	120	120	小筑紫町福良
		169	千寿園の裏へ	12.3	100	100	小筑紫町福良
		170	裏山へ	13.3	100	100	小筑紫町福良
		171	裏山へ	8.7	200	200	小筑紫町福良
		172	裏山へ(道路奥)	18.0	200	200	小筑紫町福良
23	栄喜	173	裏山へ	18.9	260	260	小筑紫町福良
		202	石原集会所	24.0	200	200	小筑紫町石原
		174	住吉神社	14.9	70	70	小筑紫町栄喜
		175	九兵谷	13.4	80	80	小筑紫町栄喜
		176	観音	14.3	130	130	小筑紫町栄喜
		177	高木徳博上	16.9	130	130	小筑紫町栄喜
		178	高台へ	11.8	380	380	小筑紫町栄喜
		179	保育所裏山	16.5	150	150	小筑紫町栄喜
		180	墓地へ	25.7	100	100	小筑紫町栄喜
		181	茅野宅へ	16.4	30	30	小筑紫町栄喜
		24	鶴来島	182	道路奥へ	17.9	150
183	八坂神社裏山へ			24.4	100	100	小筑紫町栄喜
25	沖の島 (北部)	184	墓地へ	20.4	100	100	小筑紫町栄喜
		185	道路奥へ	14.5	500	500	小筑紫町栄喜
		186	寺院	23.8	50	50	沖の島町鶴来島
26	沖の島 (南部)	187	春日神社	34.0	50	50	沖の島町鶴来島
		188	沖の島小中学校	146.3	1,000	1,000	沖の島町母島
		189	沖の島開発総合センター	30.0	300	300	沖の島町母島
26	沖の島 (南部)	190	古屋野老人憩の家	49.0	100	100	沖の島町母島
		191	長浜老人憩の家	131.0	100	100	沖の島町弘瀬
		192	弘瀬離島センター	31.9	300	300	沖の島町弘瀬
		193	弘瀬老人憩の家	41.0	100	100	沖の島町弘瀬

(3) 避難場所位置図

《避難所位置図》



No.	場所
1	裏山
2	畑へ
3	裏山
6	高台へ
7	網作業場
8	裏山へ
9	裏山へ
10	裏山へ
11	裏山
12	裏山へ
13	墓地へ
14	松岡宅裏
15	和泉宅横畑へ
16	山口恵生宅前
17	山口春亀宅前
18	裏山
19	お宮へ
20	近くの裏山へ(畑)
21	聖神社
22	咸陽小学校裏山へ
24	港南台へ(頂上付近)
25	5丁目の登板へ
26	5丁目公園
27	3丁目の高台へ
28	要工務店裏
29	旧道
30	灯台
31	天満宮
32	墓地
33	山へ(みかん畑)
34	山へ(アンテナ)
35	みかん畑へ
36	裏山へ(上段~)
37	裏山へ
38	裏山へ
39	山へ
40	星神社
41	資機材等倉庫
42	みかん山へ
43	みかん山へ
44	裏山へ
45	朝日ヶ丘団地の上
46	資材置き場上
47	自由ヶ丘の坂へ(頂上)
48	裏山へ
49	裏山へ(お墓)
50	一宮塩釜神社の裏山
51	太子堂裏山へ
52	港ヶ丘団地
53	旧測候所
54	民宿サカエ裏山
55	八軒屋避難道へ
56	裏山へ
57	安喜渡船上の山へ
58	大島小学校裏山へ
60	国民宿舎椰子
61	大島中央線
62	水ヶ浦上へ
63	春日神社
64	恵比寿神社跡
65	ハイタカ神社
66	墓地へ
67	墓地頂上
68	観音堂
69	白皇神社
70	稲荷神社

No.	場所
71	集会所前
72	蔵島神社
73	宿毛授産園
74	与市明交差点上
75	萩原天満宮
76	宿毛天満宮
77	東福寺の墓地
78	西谷児童公園奥
79	忠霊塔
80	水道課
81	石鎚神社
82	清掃公社
83	文殊堂
84	正八幡宮
85	裏山墓地
86	鬼子母神社
87	白皇神社
88	松田川小学校
89	空地へ
90	仁井田神社
91	稲毛神社
92	裏山へ
93	山へ
94	小森集会所
95	東宮神社
96	すみれ保育園
97	荒瀬山林道(堰堤横)
98	道路奥へ
99	裏山へ(堰堤前)
100	裏山へ(畑)
101	裏山へ
102	裏山へ
103	裏山へ
104	裏山へ
105	裏山へ
106	裏山へ
107	裏山へ
108	裏山へ
109	裏山へ
110	裏山へ
111	裏山へ
112	みかん山へ(北側)
113	みかん山へ
114	みかん山へ
115	竹林へ
116	愛宕神社
117	裏山へ(看板)
118	小筑紫保育園
119	旧みなみ保育園
120	小浦地区墓地
121	裏山へ(頂上)
122	若宮へ(頂上)
123	八坂神社裏(左上)
124	裏山へ
125	裏山へ
126	道路上へ
127	奥へ
128	仁井田神社(上)
129	薬師寺上(墓)
130	裏山へ(畑の上)
131	裏山へ
132	裏山へ
133	裏山へ
134	裏山へ
135	墓地へ
136	道路上へ
137	市道頂上

No.	場所
138	八坂神社
139	大海避難場所
140	若宮神社上へ
141	墓地へ
142	裏山へ
143	掘り抜き北側の畑へ
144	倉庫奥へ
145	裏山へ(上)
146	裏山へ
147	裏山へ
148	裏山へ
149	三木精米所奥へ
150	裏山へ
151	寺田米穀店奥
152	集会所上の山
154	裏山へ
155	鳳彩寺上の墓
156	裏山へ
157	裏山へ
158	裏山へ
159	裏山へ
160	七日島
161	墓地
162	天満宮
163	尾崎山(頂上)
164	尾崎山(中腹)
165	西南設備奥の山へ
166	海積神社
167	小筑紫診療所裏山
168	裏山へ
169	千寿園の裏へ
170	裏山へ
171	裏山へ
172	裏山へ(道路奥)
173	裏山へ
174	住吉神社
175	九兵谷
176	観音堂
177	高木徳博上
178	高台へ
179	保育所裏山へ
180	墓地へ
181	茅野宅へ
182	道路奥へ
183	八坂神社裏山へ
184	墓地へ
185	道路奥へ
186	寺院
187	春日神社
188	沖の島小中学校
189	沖の島総合開発センタ
190	古屋野老人憩の家
191	長浜老人憩の家
192	弘瀬離島センター
193	弘瀬老人憩の家
194	中ノ森(田)
195	高田(高台)
196	集会所奥の広場
197	広場
198	裏山へ
199	つつじ園上り口
200	清掃公社上り口
201	正和霊園
202	石原集会所
203	二ノ宮団地裏山
204	牛舎跡奥の山

3-2 津波避難ビル

宿毛市では津波避難ビルの指定等、津波発生時のより迅速な避難に向けた対策を推進してきました。

以下では、津波避難ビルの選定における留意点や、位置等について整理を行います。

(1) 津波避難ビル選定における留意点

津波避難ビルは、次の点に留意して選定します。

津波避難ビルは、避難場所の指定にあたっての留意点に加え、次の点に留意し指定・設定します。また、所有者・管理者と避難時の使用について必要な事項をあらかじめ協議しておくものとします。

■安全性

- ・原則として、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造とし、想定される浸水深に応じた階数が確保されているかどうか。
- ・想定される浸水深に耐えうる規模として、例えば進行方向の奥行きを考慮されているか等構造上の安全性が考慮されているかどうか。

■機能性

- ・津波避難場所であることが分かりやすく表示されているとともに、進入口への円滑な誘導が可能かどうか。
- ・進入口の解錠や避難階への誘導等による円滑に移動が可能かどうか、もしくは避難階までの外付けの階段やスロープが設置されているかどうか。
- ・水と簡易トイレ等を備蓄できるスペースがあるかどうか。

《津波避難ビル選定における留意点》

津波からの避難は、目標とする浸水想定区域外へ逃げるのが確実です。しかしながら、その地点までの距離が長い場合、歩行困難者等配慮が必要な避難者にとっては、発災時の建物や街並みの状況等から、確実な避難が可能であるとはいえません。津波避難ビルは、そのような方々の避難を優先して受け入れるための施設です。

そのため、宿毛市では、少しでも多くの津波避難ビル指定に向け取り組んでいます。

また、避難困難地域内に該当する公共施設等へは、区域内の安全・円滑な避難対策として、避難階までの外付け階段等の整備を推進しています。現在（R2.3末時点）のところ、社会福祉センターと高知県農業協同組合宿毛支所の2施設で整備を行っています。

(2) 津波避難ビル一覧

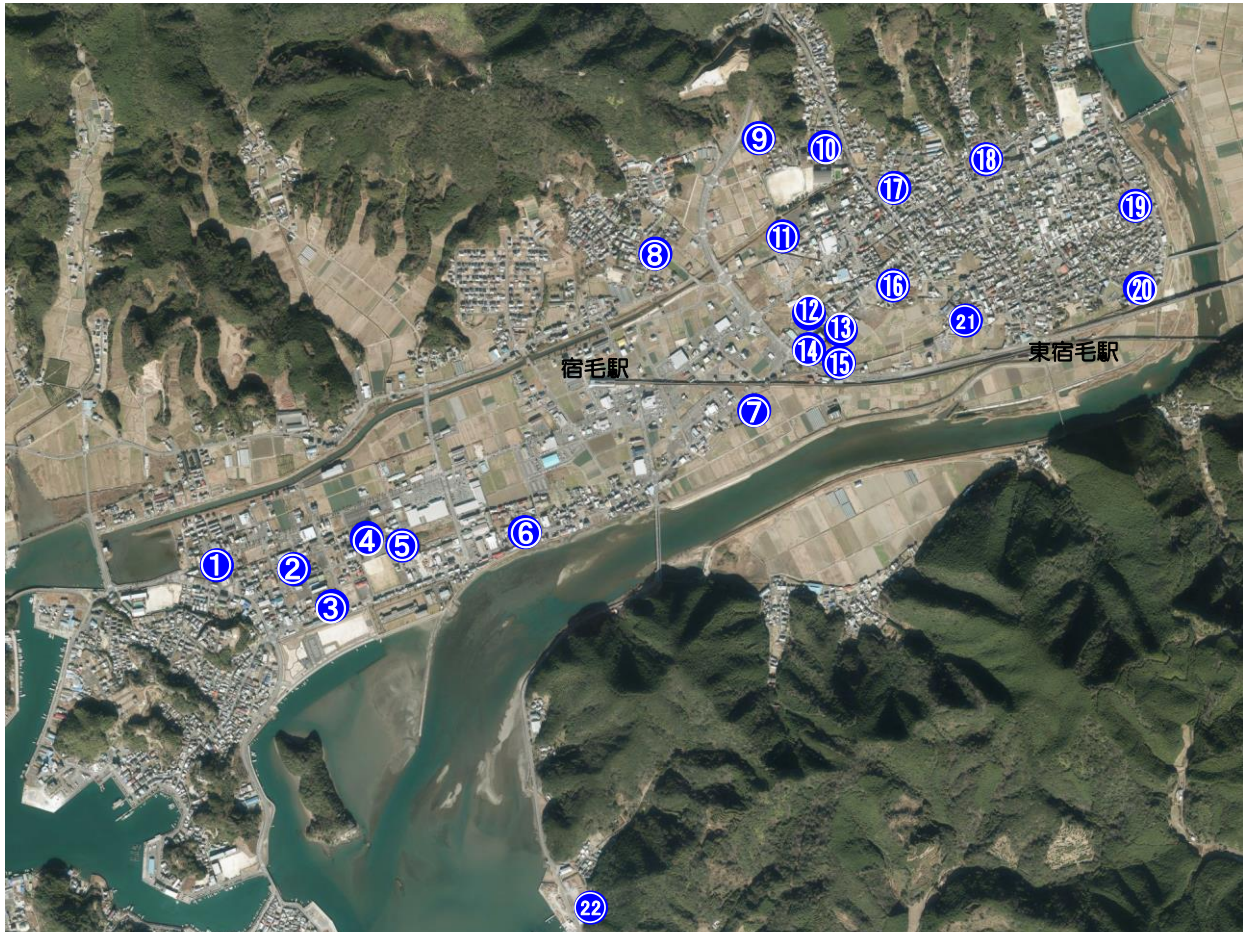
上記の点に留意して選定を行った津波避難ビルは以下のとおりです。

《津波避難ビル一覧表》

マップ No.	地区	No.	建物名称	階数	構造	浸水深 (m)	到達時間 (分)	最上階 高さ (m)	有用階	収容可能 人数 (1m ² /人)	所在地
10	高砂	1	シティフライト	4	RC	8.18	28	9	4階	22	高砂
		2	ロイヤルコート	5	RC	7.29	27	12	4~5階	78	高砂
		3	ビジネスホテルあさひ	7	S	8.64	25	21	4~7階	460	高砂
		4	社会福祉センター	-	RC	7.12	27	14	屋上	772	高砂
		5	貝崎ハイツ	4	S	7.28	27	9	4階	7	高砂
11	駅前 新田	6	ホテルマツヤ	6	S一部RC	7.58	23	14.4	4~5階	841	宿毛
		7	ホテルアバン宿毛	5	S	6.94	28	14.4	4~5階	570	宿毛
12	与市明 長田町 幸町 宿毛 貝塚	8	レジダンスクレール	8	RC	7.32	33	15	4~6階通路等	135	貝塚
		9	警察官舎	4	RC	3.04	37	9	3~4階通路等	44	宿毛
		10	宿毛高校北庁舎	4	RC	6.38	36	14	4階・屋上	1,480	与市明
		11	ラ・フォーレNAGATA	6	S	6.88	34	15	4~6階	100	長田町
		12	ビジネスホテル上村	4	RC	7.56	31	11	4階	57	幸町
		13	アーネストサイワイ	5	S	6.81	32	12	4~5階通路等	67	幸町
		14	秋沢ホテル	4	S	7.76	31	11	4階	516	幸町
		15	ビューあじさい	5	S	7.53	32	12	4~5階通路等	54	幸町
13	街	16	宿毛警察署	3	O	7.47	33	10.5	屋上	152	幸町
		17	山本ハイツ	4	S	6.95	35	9	4階通路等	61	萩原
		18	宿毛市役所	3	RC	6.83	36	10.5	屋上	935	桜町
		19	ハイツ江ノ島	4	S	6.17	37	9	4階	29	中央3丁目
		20	大井田病院	6	RC	5.49	35	17.5	4~6階	1,826	中央8丁目
16	坂ノ下	21	高知県農業協同組合宿毛支所	3	RC	6.84	32	13.5	屋上	420	南沖須賀
		22	ハイツOcean View	4	S	4.39	28	9	4階	22	坂ノ下
合 計			22箇所	-	-	-	-	-	-	8,648	-

※令和2年4月改訂以前の津波避難ビルは、その時点の留意点に基づき選定しています。

(3) 避難ビル位置図



4. 避難路

宿毛市では、避難場所に至る避難経路のうち安全性や機能性が確保される道路を避難路として指定・設定を行っています。

以下では、避難路等選定の留意点や位置、取組等について整理を行います。

(1) 避難路等選定の留意点

避難路等は、以下の点に留意して指定・設定を行うものとします。

ただし現状において、これらの留意点の全てを満たす避難路等は存在していません。このため、ここに挙げた留意点を踏まえ、「後段の 6.安全・円滑な避難に向けた課題と今後の対応」として取り纏めています。

《避難路選定における留意点》

■安全性

- ・避難する住民数を考慮した幅員が確保されているかどうか。
- ・山崩れ、建物やブロック塀の倒壊、落下物等の危険性が低いかどうか。
- ・液状化の危険性が低いかどうか。
- ・橋梁を利用する場合は、耐震性が確保されているかどうか。
- ・海岸沿いや、河川沿いの道路を避けるルートが設定されているかどうか。
- ・津波に向かって避難することのないルートが設定されているかどうか。
- ・指定した避難路を使用できなくなった場合他の道路を利用した避難が行えるかどうか。特に、防潮堤や橋梁等、避難の障害となる可能性がある部分については、慎重に検討を行います。

■避難のしやすさ

- ・日々の生活で使い慣れている道路かどうか。
- ・避難場所まで、右左折を繰り返すことがないような、わかりやすい路順となっているかどうか。

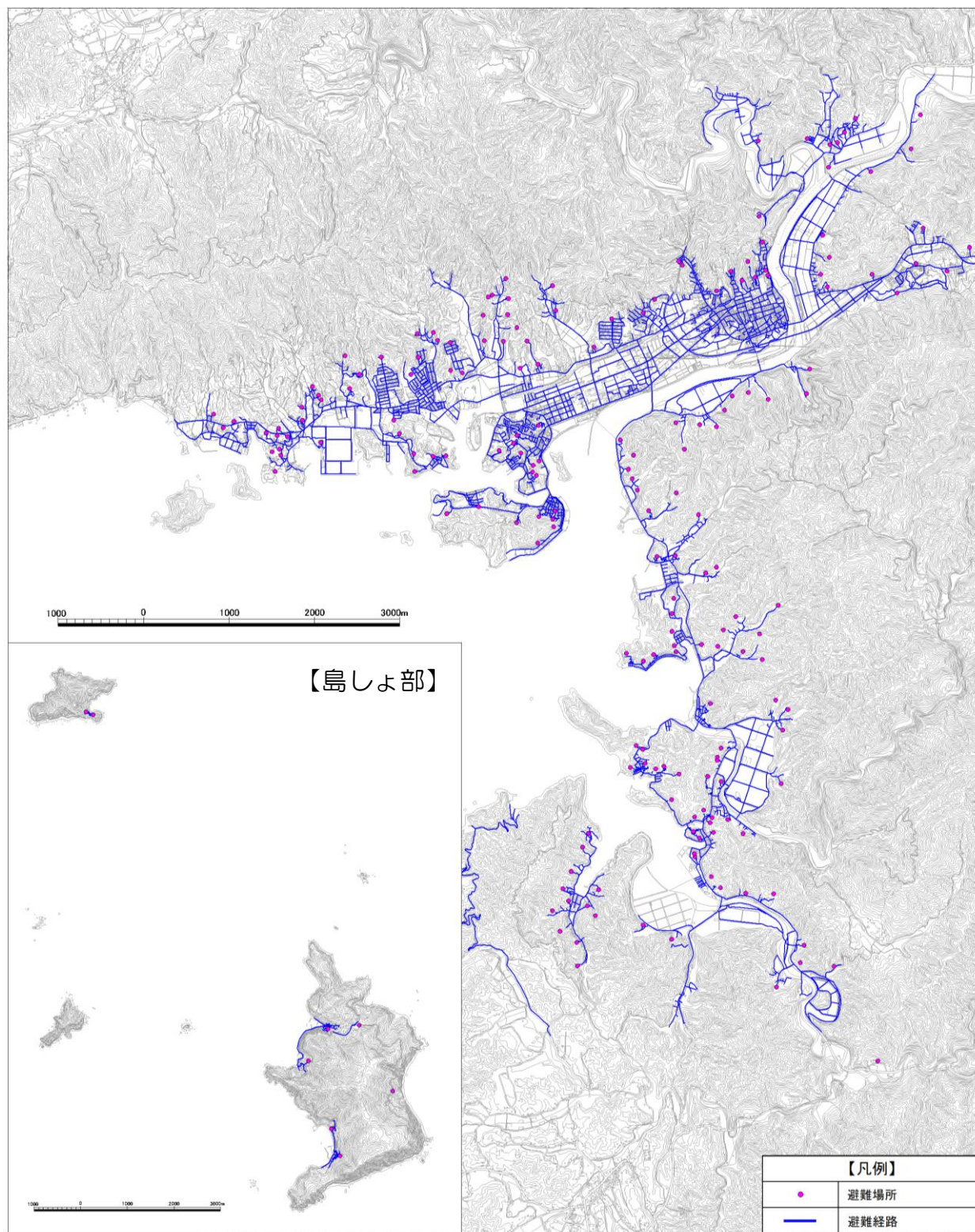
■機能性

- ・誘導標識が適切に配置されているかどうか。
- ・夜間に迅速に避難できるよう商用電源に頼らない誘導灯等が整備されているかどうか。
- ・階段や急な坂道等には、手すり等が設置されているかどうか。

(2) 避難経路の設定

「前段の3.避難場所等」で指定した避難場所に至る避難経路は、以下のとおりです。

《避難経路位置図》



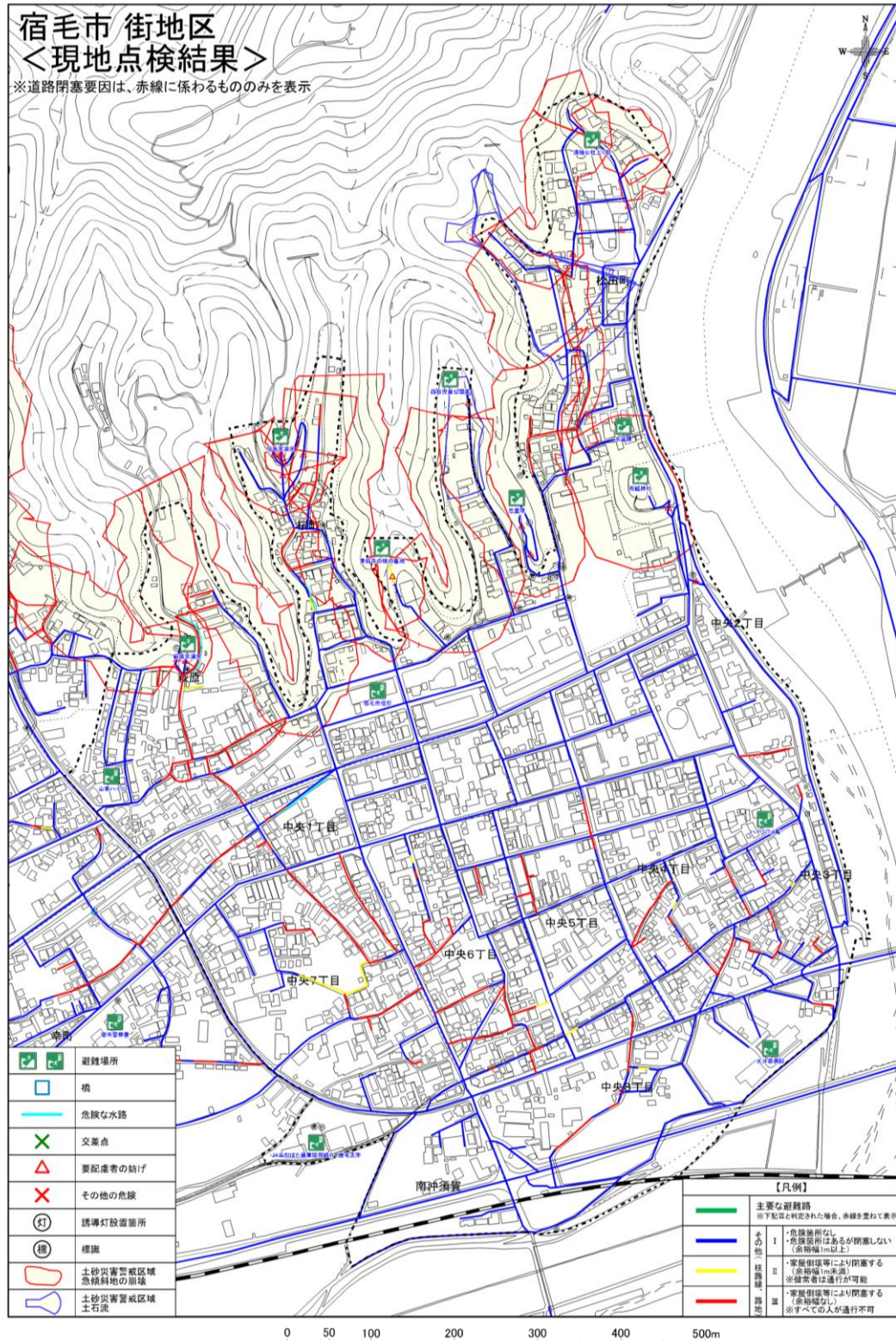
※基盤地図情報（国土地理院）を加工して作成

(3) 円滑な避難路の確保

円滑で迅速な避難を誘導する上で、確実な避難ができる避難路の確保が重要となっていることから、宿毛市でも地区の避難路について、安全点検が実施されました。そして、道路を塞ぐ恐れのある避難路が把握されています。

その結果の一例は、以下のとおりとなっています。その避難路に対する取組方針は、「後段の6.に安全・円滑な避難に向けた課題と今後の対応」として取り纏めています。

《街地区現地地点検結果》



※基盤地図情報（国土地理院）を加工して作成

(4) 避難道の整備

避難経路の内、避難場所のふもとである既存の道路から避難場所まで間の通路は、地域の要望や調査結果を踏まえ、円滑な避難に向けた舗装や手すり、照明などの整備に取り組んでいます。整備済みの道路は避難道として、その場所などを巻末資料に取り纏めています。

整備の一例は、以下のとおりとなっています。その他、今後整備を必要とする場所に対するの取組方針は、「後段の6.安全・円滑な避難に向けた課題と今後の対応」として取り纏めています。

《整備前》



《整備後》



- 手すり
- スロープ
- 誘導標識

写真のように、宿毛市では、安全・円滑に避難できるスロープや階段、手すりの整備を行うこととしています。また、避難場所が分かるように誘導標識も設置しています。そして、夜間の避難に備えて、ソーラー誘導灯も下写真のように設置しています。

ソーラー誘導灯

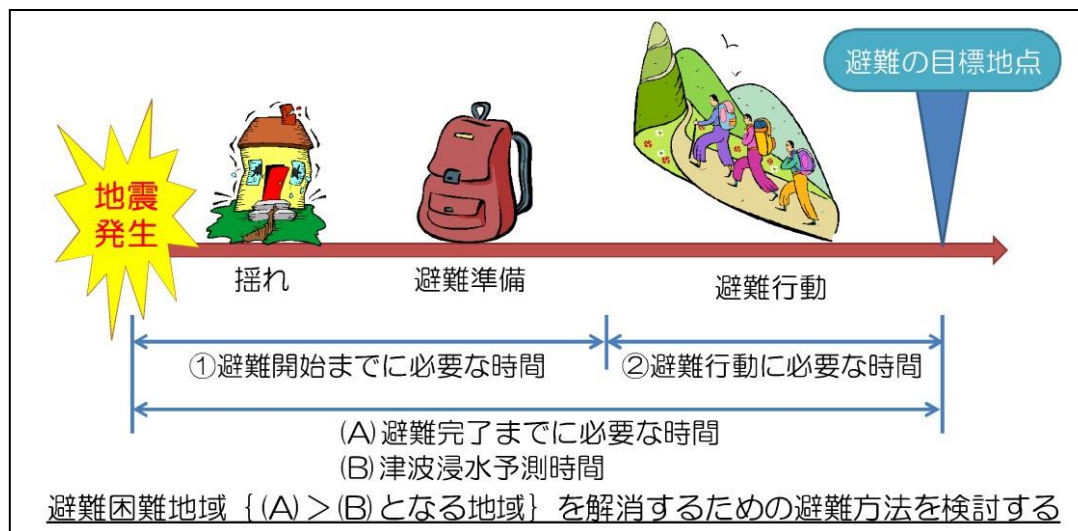


5. 避難困難地域

避難対象地域のうち、津波浸水予測時間内に避難対象地域の外への避難が不可能な地域を避難困難地域として特定します。

避難困難地域における津波からの避難方法を検討するにあたっては、避難経路や津波避難場所、避難方法等を検討しながら、津波浸水予測時間内に避難が完了できるように計画策定を進めます。

《避難困難地域の特定イメージ》



出典：「高知県津波避難計画策定指針」（高知県/平成 25 年）

5-1 避難困難地域の特定

(1) 避難困難地域の特定方法

避難困難地域は次の方法で特定しました。

○避難困難地域の定義

- ・津波浸水予測時間内に、避難目標地点への到達が困難な地域

○避難可能距離

- ・避難可能距離 = (歩行速度) × (津波浸水予測時間 - 避難開始時間)

※歩行速度は 0.7m/秒を目安とする。ただし歩行困難者、身体障害者、乳幼児、重病人等については、さらに歩行速度が低下する (0.5m/秒) ことを考慮し、また避難できる限界の距離を 800m とする。

※避難開始時間：地震発生から避難を開始するまでに必要な時間で 5 分を目安とする。

- ・避難目標地点を中心に、避難可能距離を 1.5 で除した半径とする円の内側を避難可能範囲とする。

○避難困難地域

- ・避難対象区域のうち避難可能範囲を除いた部分を避難困難地域とする。

津波避難対策推進マニュアル検討報告書(消防庁国民保護・防災部防災課平成 25 年 3 月)によると、「避難できる限界の距離は最長でも 500m 程度を目安とする (1,000m 程度を目安としてもかまわないが、災害時要援護者等の避難できる距離、緊急避難場所等までの距離等を考慮しながら、各地域において設定する必要がある。）」とされています。

宿毛市は、平成29年度9月末データですが、全人口 21,025 人のうち 75 歳以上が 3,918 人で、後期高齢化率が 18.6%となっており、今後の増加傾向にあり、令和7年には 23.5%、4人に1人が75歳以上となるという将来推計（第3期宿毛市健康増進計画より）となっています。

一方、高齢者の割合は既に 36.7%となっており、高齢者の中で要介護（要支援）認定者数の割合は平成29年で 15.6%（1,166人）を占めています（介護保険事業状況報告_各9月月報より）。この数値は全国や県の平均を下回っており、市全体で健康増進に取り組んでいます。

以上のような現状を考慮し、徒歩では身体的な理由から歩行困難な距離があるということ踏まえ、東日本大震災で津波の浸水被害を受けた市町村を対象に行った実態調査結果を参考に、歩行困難者、身体障害者、乳幼児、重病人等については、避難できる限界の距離を 800m としました。

また、徒歩で避難場所まで避難する実測の避難距離と直線距離では違いがあり、実際本市の市街地では街路が入り組んでいる地区や東西方向の交差点間が長い地区など様々な街の形状となっています。そのことから、上記と同様に実態調査結果を参考に、避難可能範囲を円で抽出する場合は、避難可能距離の計算結果を 1.5 で除した値を半径とすることとしました。

(2) 避難困難地域検討ケース

避難困難地域は、高知県津波避難計画策定指針に基づき以下の2ケースについて算定しました。

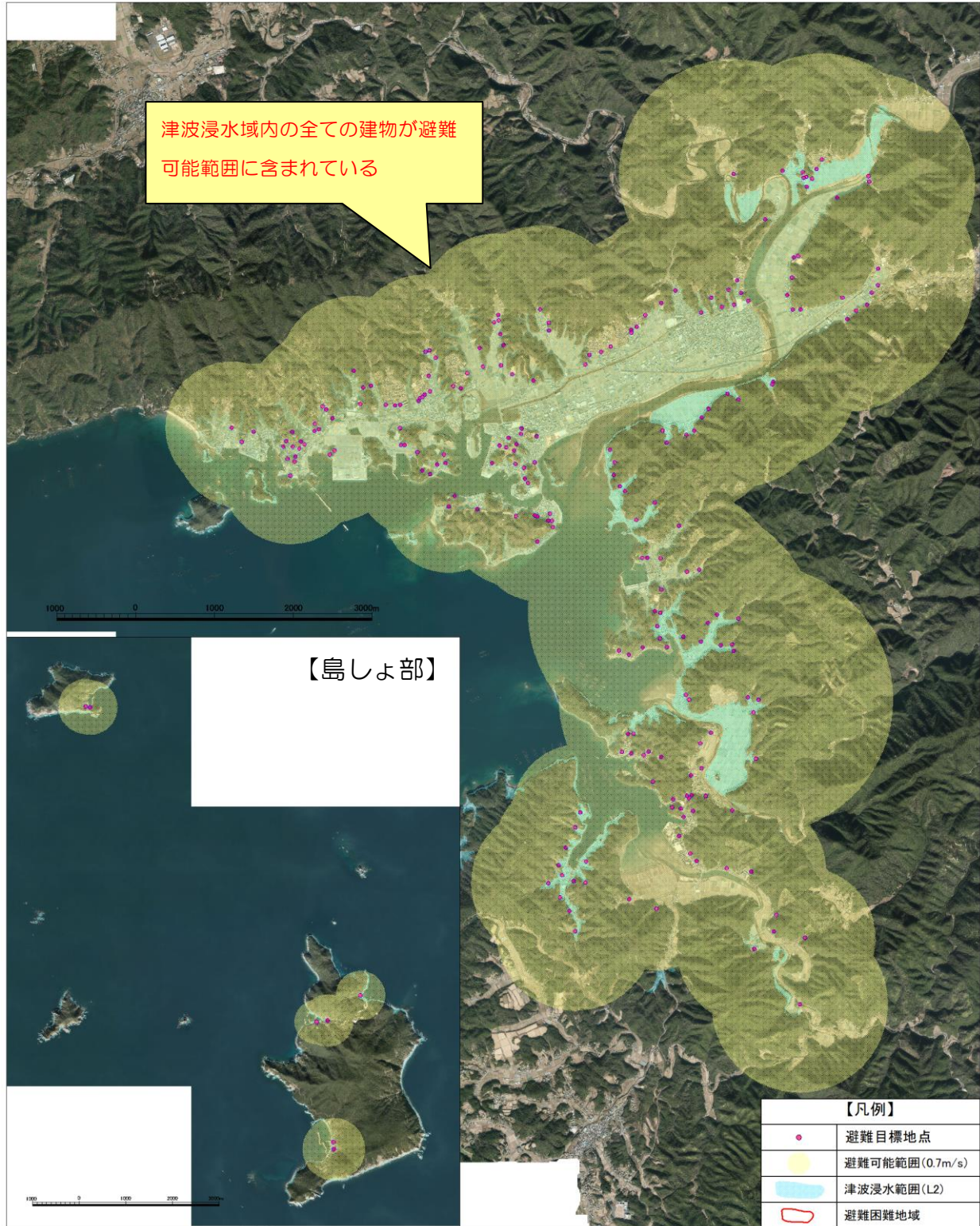
《 避難困難地域の検討ケース 》

検討ケース	歩行速度と避難可能距離
ケース①	健常者を想定した歩行速度 0.7m/秒を用い、避難できる限界距離を考慮せず、避難困難地域を算定
ケース②	歩行困難者、身体障害者、乳幼児、重病人等を想定した歩行速度 0.5m/秒を用い、避難できる限界距離を 800m として、避難困難地域を算定

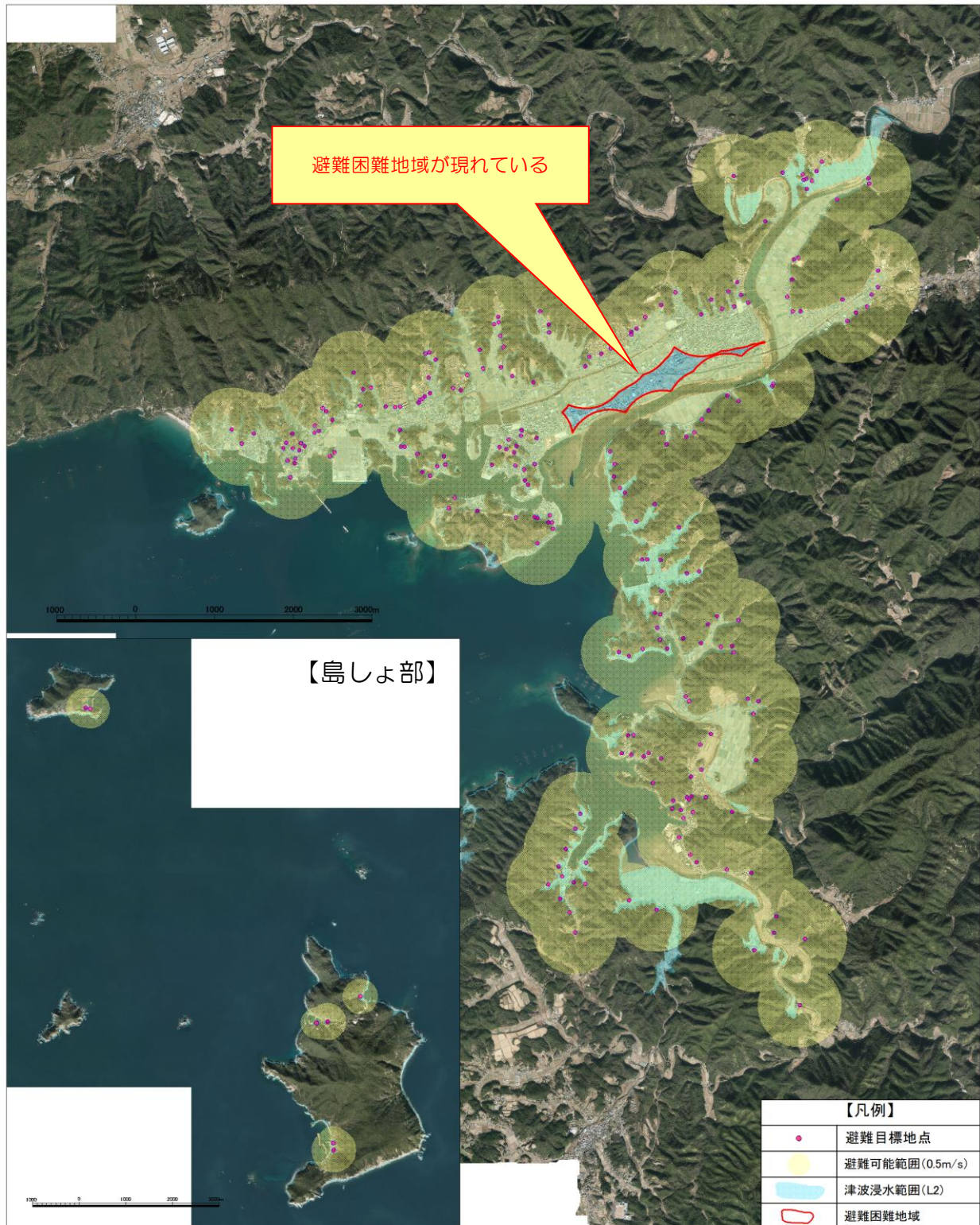
(3) 避難困難地域図

上記検討ケースごとの歩行速度、避難限界距離を用いて算定を行った避難困難地域図は以下のとおりです。

《ケース①：避難困難地域図（歩行速度 0.7m/秒、避難限界距離なし）》



《ケース②：避難困難地域図（歩行速度 0.5m/秒、避難限界距離 800m）》



(4) 避難困難地域抽出結果のまとめ

前段の2ケースについて、避難困難地域の状況を整理した結果、ケース①の健常者の避難を考えた場合は、津波浸水域全てが避難可能範囲となりましたが、ケース②の歩行困難者、身体障害者、乳幼児、重病人等に配慮した避難を考えた場合は、津波浸水予測時間内での避難が困難な地域のあることが判明しました。

市内には、高齢者、身体障害者等の歩行困難者が数多く暮らしており、避難可能範囲に暮らしていても、身体的な条件のために、津波浸水予測時間内での避難が困難な方もいます。

このため、宿毛市は津波浸水域内全員の避難を確実にする必要があり、津波浸水域外の高台となる避難場所まで遠い避難困難地域内への避難場所の整備について検討していきます。

5-2 避難場所等における収容可否の検討

ここでは、浸水域外の避難場所の収容可能人数と避難対象者数を地区別に比較し、収容可否の判定を行うとともに、避難困難地域の避難対象者数を把握しました。その結果、地区内及び近隣において避難場所の収容可能人数が避難対象者数を上回っています。ただし、避難困難地域となる駅前新田地区において、避難場所が遠い避難対象者が存在することが判明しました。

《地区別収容可否判定結果表》

マップ No.	地区	避難場所		避難ビル		利用可能人数 (1㎡/人)	所在地	収容人数合計 (A)	避難対象地域	避難対象者数 (人)	避難対象者世帯数 (世帯)	避難対象者数合計 (B)	収容状況 (A) - (B)	判定結果									
		番号	高台	番号	ビル																		
1	藻津	1	裏山			100	藻津	700	藻津	239	108	239	461	OK									
		2	畑へ			200	藻津																
		3	裏山			400	藻津																
2	宇須々木	6	高台へ			280	宇須々木	2,240	宇須々木	235	98	235	2,005	OK									
		7	網作業場			100	宇須々木																
		8	裏山へ			100	宇須々木																
		9	裏山へ			200	宇須々木																
		10	裏山へ			50	宇須々木																
		11	裏山			240	宇須々木																
		12	裏山へ			300	宇須々木																
		13	墓地へ			100	宇須々木																
		14	松岡宅裏			500	宇須々木																
		15	和泉宅横畑へ			50	宇須々木																
		16	山口恵生宅前			120	宇須々木																
		17	山口春亀宅前			100	宇須々木																
		18	裏山			100	宇須々木																
		19	お宮へ			160	新港																
		3	榊 新港	20	近くの裏山へ (畑)										100	榊	1,100	新港	6	3	6	154	OK
				21	聖神社										500	榊							
				22	成陽小学校裏山へ										500	榊							
				24	港南台へ (頂上付近)										10,000	港南台							
		4	西町 港南台	25	5丁目の登板へ										3,000	西町	8,200	港南台1丁目	39	15	114	9,886	OK
26	5丁目公園					5,000	西町																
27	3丁目の高台へ					200	池島																
								港南台2丁目	75	29													
								西町1丁目	351	180													
5	池島	28	要工務店裏			50	池島	980	池島	94	56	94	886	OK									
		29	旧道			400	池島																
		30	灯台			300	池島																
		31	天満宮			120	池島																
		32	墓地			110	池島																
		33	山へ (みかん畑)			500	大深浦																
6	小深浦 大深浦 自由ヶ丘	34	山へ (アンテナ)			50	大深浦	2,750	大深浦	200	93	200	650	OK									
		35	みかん畑へ			100	大深浦																
		36	裏山へ (上段)			50	大深浦																
		37	裏山へ			150	大深浦																
		38	裏山へ			150	小深浦																
		39	山へ			50	小深浦																
		40	聖神社			100	小深浦																
		41	資機材等倉庫			300	小深浦																
		42	みかん山へ			50	小深浦																
		43	みかん山へ			100	小深浦																
		44	裏山へ			500	錦																
		45	朝日ヶ丘団地の上へ			300	小深浦																
		46	資材置き場			200	小深浦																
		47	自由ヶ丘の坂へ (頂上)			7,000	自由ヶ丘																
		48	裏山へ			300	大深浦																
49	裏山へ (お墓)			500	自由ヶ丘																		
7	片島	50	一宮塩神社の裏山			2,000	片島	4,350	片島	1,143	577	1,859	2,491	OK									
		51	太子堂裏山へ			300	片島																
		52	港ヶ丘団地			1,000	片島																
		53	旧測候所			150	片島																
		54	民宿サカ工裏山			50	片島																
		55	八軒屋避難道へ			100	片島																
		56	裏山へ			50	片島																
		57	安喜渡船上の山			400	片島																
58	大島小学校裏山へ			300	片島																		

マップ No.	地区	避難場所		避難ビル		利用可能人数 (1㎡/人)	所在地	収容人数合計 (A)	避難対象地域	避難対象者数 (人)	避難対象者世帯数 (世帯)	避難対象者数合計 (B)	収容状況 (A) - (B)	判定結果			
		番号	高台	番号	ビル												
8	大島	60	国民宿舎椰子			2,000	大島	3,360	大島	444	247	444	2,916	OK			
		61	大島中央線			800	大島										
		62	水ヶ浦上へ			100	大島										
		63	春日神社			100	大島										
		64	恵比寿神社跡			50	大島										
		65	ハイタカ神社			160	大島										
		66	墓地			50	大島										
		67	墓地頂上			100	大島										
9	四季の丘 錦	68	観音堂			120	錦	300	錦	132	61	193	107	OK			
		69	白皇神社			140	錦										
		70	稲荷神社			40	錦										
		71	集会所前			4,500	四季の丘										
10	高砂							0				0	0	OK			
11	駅前 新田							0	宿毛新田	236	113	243	-243	NG			
															駅前町4丁目	7	4
12	与市明 長田町 幸町 宿毛 貝塚	72	厳島神社			100	貝塚	900	貝塚	352	209	511	389	OK			
		73	宿毛授産園			800	貝塚										
															宿毛新田	7	3
															宿毛	50	24
															長田町	30	18
															幸町	20	10
															駅前町1丁目	16	6
															駅前町2丁目	5	2
															駅前町3丁目	0	0
															駅前町4丁目	31	15
13	街	74	与市明交差点上			300	宿毛	600	与市明	236	124	514	86	OK			
		199	つつじ公園上り口			300	宿毛										
															長田町	167	100
															幸町	111	54
14	高石 平井 二宮	75	萩原天満宮			200	萩原	4,260	桜町	169	100	2,271	1,989	OK			
		76	宿毛天満宮			2,000	桜町										
		77	東福寺の横の墓地			60	桜町										
		78	西谷児童公園奥			100	桜町										
		79	忠霊塔			400	桜町										
		80	水道課			1,000	松田町										
		81	石槌神社			200	中央2丁目										
		200	清掃公社上り口			300	松田町										
															中央1丁目	178	81
															中央2丁目	204	105
															中央3丁目	177	95
															中央4丁目	177	98
															中央5丁目	133	72
						中央6丁目	216	125									
						中央7丁目	301	177									
						中央8丁目	87	41									
						南沖須賀	92	38									
						幸町	205	101									
15	和田	82	清掃公社			500	二ノ宮平井	2,410	二ノ宮平井	37	18	169	2,241	OK			
		83	文殊堂			210	二ノ宮二宮										
		84	正八幡宮			400	二ノ宮二宮										
		194	中ノ森(田)			600	二ノ宮二宮										
		195	高田(高台)			300	二ノ宮二宮										
		196	集会所奥の広場			100	二ノ宮二宮										
		197	広場			200	二ノ宮二宮										
		203	二ノ宮団地裏山			100	二ノ宮二宮										
16	坂ノ下	85	裏山墓地			100	和田	7,760	和田	415	208	415	7,345	OK			
		86	鬼子母神社			50	和田										
		87	白皇神社			100	和田										
		88	松田川小学校			5,000	和田										
		89	空地へ			800	和田										
		90	仁井田神社			100	和田										
		91	稲毛神社			100	和田										
		92	裏山へ			50	和田										
		93	山へ			500	和田										
		94	小森集会所			200	和田										
		95	東宮神社			60	和田										
		96	すみれ保育園			400	和田										
		201	正和公園			300	和田										
16	坂ノ下	97	尻瀬山林道(堰堤横)			1,000	坂ノ下	3,800	坂ノ下	304	166	304	3,496	OK			
		98	道路奥へ			1,000	坂ノ下										
		99	裏山へ(堰堤前)			1,000	坂ノ下										
		100	道路奥へ			100	坂ノ下										
		101	裏山へ			50	坂ノ下										
		102	裏山へ			150	坂ノ下										
		103	裏山へ			50	坂ノ下										
		104	裏山へ			50	坂ノ下										
		105	裏山へ			100	坂ノ下										
		106	裏山へ			50	坂ノ下										
		107	裏山へ			50	坂ノ下										
108	裏山へ			50	坂ノ下												
109	裏山へ			50	坂ノ下												
110	裏山へ			50	坂ノ下												
111	裏山へ			50	坂ノ下												

マップ No.	地区	避難場所		避難ビル		利用可能人数 (1m/人)	所在地	収容人数合計 (A)	避難対象地域	避難対象者数 (人)	避難対象者世帯数 (世帯)	避難対象者数合計 (B)	収容状況 (A)-(B)	判定結果									
		番号	高台	番号	ビル																		
17	田ノ浦	112	みかん山へ (北側)			60	小筑紫町田ノ浦	2,560	小筑紫町田ノ浦	286	145	286	2,274	OK									
		113	みかん山へ			50	小筑紫町田ノ浦																
		114	みかん山へ			50	小筑紫町田ノ浦																
		115	竹林へ			50	小筑紫町田ノ浦																
		116	愛宕神社			50	小筑紫町田ノ浦																
		117	裏山へ (看板)			50	小筑紫町田ノ浦																
		118	小筑紫保育園			2,000	小筑紫町田ノ浦																
		119	旧みなみ保育園			200	小筑紫町田ノ浦																
		120	小浦地区墓地			50	小筑紫町田ノ浦																
		121	裏山へ (頂上)			200	小筑紫町内外ノ浦																
		122	若宮へ (頂上)			100	小筑紫町内外ノ浦																
		123	八坂神社裏 (左上)			50	小筑紫町内外ノ浦																
18	内外ノ浦 呼崎	124	裏山へ			20	小筑紫町内外ノ浦	680	小筑紫町内外ノ浦	210	116	210	470	OK									
		125	裏山へ			50	小筑紫町内外ノ浦																
		126	道路上へ			180	小筑紫町内外ノ浦																
		127	奥へ			80	小筑紫町内外ノ浦																
		128	仁井田神社 (上)			50	小筑紫町呼崎																
		129	薬師寺上 (墓)			50	小筑紫町呼崎																
		130	裏山へ (畑の上)			50	小筑紫町呼崎																
		131	裏山へ			50	小筑紫町呼崎																
		132	裏山へ			400	小筑紫町呼崎																
		133	裏山へ			130	小筑紫町呼崎																
		134	裏山へ			570	小筑紫町呼崎																
		19	湊 大海	135	墓地へ										300	小筑紫町湊	300	小筑紫町湊	69	36	69	231	OK
136	道路上へ					500	小筑紫町大海																
137	市道頂上					200	小筑紫町大海																
138	八坂神社					100	小筑紫町大海																
139	大海避難場所					100	小筑紫町大海																
140	若宮神社上へ					120	小筑紫町大海																
141	墓地へ					50	小筑紫町大海																
142	裏山へ					50	小筑紫町大海																
143	掘り抜き北側の畑					50	小筑紫町大海																
144	倉庫奥へ					200	小筑紫町伊与野																
20	伊与野			145	裏山へ (上)			50	小筑紫町伊与野	1,050	小筑紫町伊与野	309	142	309	741	OK							
				146	裏山へ			100	小筑紫町伊与野														
		147	裏山へ			160	小筑紫町伊与野																
		148	裏山へ			50	小筑紫町伊与野																
		149	三米精米所奥へ			50	小筑紫町伊与野																
		150	裏山へ			30	小筑紫町伊与野																
		151	寺田米穀店奥			30	小筑紫町伊与野																
		152	集会所の山			100	小筑紫町伊与野																
		154	裏山へ			50	小筑紫町伊与野																
		155	鳳形寺 (上の墓)			100	小筑紫町伊与野																
		156	裏山へ			130	小筑紫町伊与野																
		21	小筑紫	157	裏山へ			120	小筑紫町伊与野								920	小筑紫町小筑紫	342	182	342	578	OK
158	裏山へ					100	小筑紫町小筑紫																
159	裏山へ					50	小筑紫町小筑紫																
160	七日島					100	小筑紫町小筑紫																
161	墓地					100	小筑紫町小筑紫																
162	天満宮					100	小筑紫町小筑紫																
163	尾崎山 (頂上)					100	小筑紫町小筑紫																
164	尾崎山 (中腹)					100	小筑紫町小筑紫																
165	西南設備奥の山へ					100	小筑紫町小筑紫																
166	海積神社					50	小筑紫町小筑紫																
22	福良			204	牛舎跡奥の山			50	小筑紫町福良	1,330	小筑紫町福良	267	168	267	1,063	OK							
				167	小筑紫診療所裏山			100	小筑紫町福良														
		168	裏山へ			120	小筑紫町福良																
		169	千寿園の裏へ			100	小筑紫町福良																
		170	裏山へ			100	小筑紫町福良																
		171	裏山へ			200	小筑紫町福良																
		172	裏山へ (道路奥)			200	小筑紫町福良																
		173	裏山へ			260	小筑紫町福良																
		202	石原集会所			200	小筑紫町石原																
		23	栄喜	174	住吉神社			70	小筑紫町栄喜								1,920	小筑紫町栄喜	323	182	323	1,597	OK
				175	九兵衛			80	小筑紫町栄喜														
				176	観音			130	小筑紫町栄喜														
177	高木徳博上					130	小筑紫町栄喜																
178	高台へ					380	小筑紫町栄喜																
179	保育所裏山					150	小筑紫町栄喜																
180	墓地へ					100	小筑紫町栄喜																
181	茅野宅へ					30	小筑紫町栄喜																
182	道路奥へ					150	小筑紫町栄喜																
183	八坂神社裏山へ					100	小筑紫町栄喜																
184	墓地へ					100	小筑紫町栄喜																
185	道路奥へ					500	小筑紫町栄喜																
24	鶴来島	186	寺院			50	沖の島町鶴来島	100	沖の島町鶴来島	24	18	24	76	OK									
		187	春日神社			50	沖の島町鶴来島																
25	沖の島 (北部)	188	沖の島小中学校			1,000	沖の島町母島	1,400	沖の島町母島	13	8	13	1,387	OK									
		189	沖の島開発総合センター			300	沖の島町母島																
		190	古厩野老人憩の家			100	沖の島町母島																
26	沖の島 (南部)	191	長浜老人憩の家			100	沖の島町弘瀬	500	沖の島町弘瀬	14	8	14	486	OK									
		192	弘瀬離島センター			300	沖の島町弘瀬																
		193	弘瀬老人憩の家			100	沖の島町弘瀬																
総計								80,250	-	-	5,993	11,678	68,572	OK									

6. 安全・円滑な避難に向けた課題と今後の対応

市内には、高齢者や身体障害者、要介護者等の避難困難者が数多く暮らしており、安全・円滑な避難に向けて、人命を守ることを第一と考え、その対策としてハード・ソフト両面から検討する必要があります。

避難困難地域を改めて検証することにより、宿毛市の市街地に避難困難地域が存在することが判明しました。

また、密集市街地や急傾斜地など、多様な特性を持った地区が存在しており、地震等の影響で避難時に利用できなくなる経路や避難場所も想定されました。

これまでの内容を踏まえ、現状課題の抽出とその課題を解決するための対応について、以下に整理しました。

今後も引き続き、安全・円滑な避難に向けたハード・ソフト両面の対策を推進していきます。

6-1 避難困難地域の解消

(1) ソフト対策

課題：迅速に避難できる自助・共助の取組

避難困難地域は、歩行困難者、身体障害者、乳幼児、重病人等が浸水域外の高台まで、確実に避難することが困難な地域として、抽出したものであって、健常者や長距離の徒歩避難が可能な方は、浸水域外の高台まで避難することが可能です。

そのため、あくまで一時避難場所として、緊急に避難しなければならない状況の場合に活用する、という認識をもっていただく必要があります。

今後の対応（解決の方向性）：個別の避難行動計画づくり

まずは、避難困難地域内の住民を対象に懇談会を開催し、十分な説明を行います。そして、避難行動要支援者の個別計画の策定はもとより、全住民の個別の行動計画を策定していただくような、支援対策を検討します。

(2) ハード対策

課題：避難場所（一時避難場所）の整備

避難困難地域は浸水域外の高台となる避難場所までの距離が遠いことが、避難を困難化させている要因となっています。そのため、避難可能となる距離内に、避難場所を設ける必要があります。

今後の対応（解決の方向性）：既存津波避難ビルと新規避難施設の併用

宿毛市では、市街地内の既存建物で要件に該当する建物を津波避難ビルとして指定し、歩行困難者等や避難開始が遅れた避難者が確実に避難できるよう、多くの津波避難ビル指定推進に努めています。避難困難地域を解消するためには、それらの津波避難ビルを活用した対策を検討し、避難場所が不足する場合に、新たな避難施設の整備に向けた検討を行います。

6-2 避難路等の安全確保

(1) ソフト対策

課題：建物の耐震化、空家の除却、ブロック塀の除去

避難路が閉塞しない対策として先ず考えられる手段は、建物の耐震化と空家の除却、そして転倒する可能性のあるブロック塀の除去が必要です。

今後の対応（解決の方向性）：意識啓発の強化

宿毛市では、助成制度を設立し、対策に取り組んでいますが、まだまだ意識啓発が不十分です。そのため、更なる意識啓発の強化を図っていきます。

また、現地点検の結果を踏まえて、地区内において対策を優先すべき箇所として、巻末資料のとおり対策推進区間を抽出しました。その区間の精査を順次行い、特に対策を優先すべき箇所を選定し、危険要因除去に向けた啓発（住宅耐震化、空家除却、ブロック塀除去）等を推進していきます。

なお、ソフト対策と平行して、地域の現状を精査し、代替避難路の整備等も検討していきます。

(2) ハード対策

課題：ソフト対策を踏まえた避難道の整備

宿毛市では、これまでも75箇所では避難道の整備として、スロープ舗装や階段の通路整備や、手すりや照明等の設置に取り組んできました。引き続き安全、円滑に避難場所まで歩いて到達することができる対策が必要となっています。

今後の対応（解決の方向性）：優先順位づけ整備の推進

宿毛市では、再度現地点検を実施し、整備が必要と考える箇所を選定しましたので、その箇所に優先順位をつけて順次検討を行い整備に取り組んでいきます。また、地域が主体となった避難訓練での課題等を精査し、整備の必要性が把握された箇所から検討を行い、整備の推進にも努めていきます。

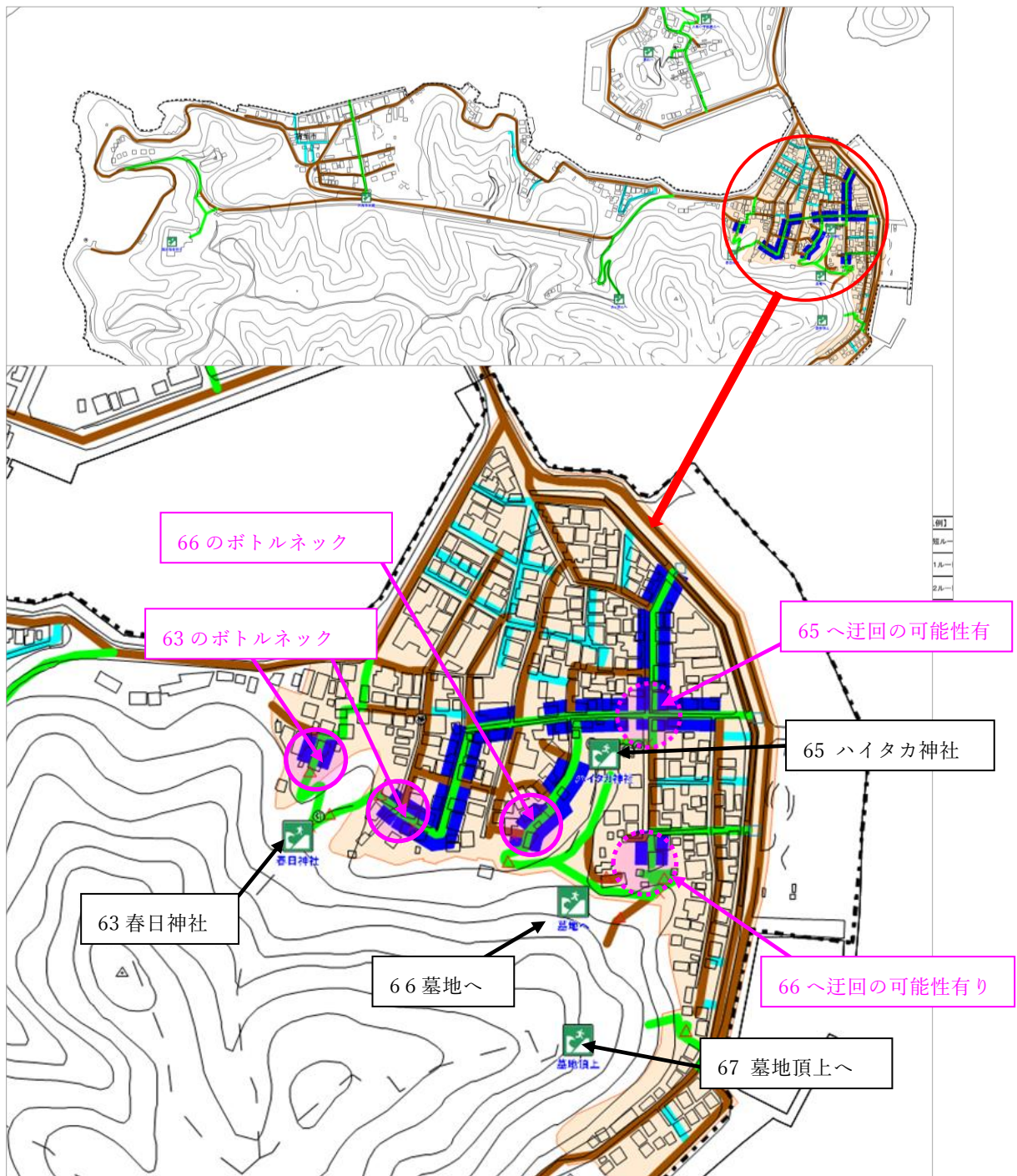
6-3 モデル地区での避難対策の検討

高知県が実施した現地点検の結果、避難ルートへのリスク評価が高い、大島地区と街地区を例に、地域特性に応じた課題と対応について検討を行いました。

(1) 大島地区

大島地区の中で、大島公民館のあるエリアは避難場所に至るルートが閉塞されると迂回ルートが無く、避難場所にたどり着くことができない可能性が高いと考えられます。対策推進区間を現地確認した結果、下図のとおり対策優先箇所を把握しました。

《大島地区対策推進区間の設定》

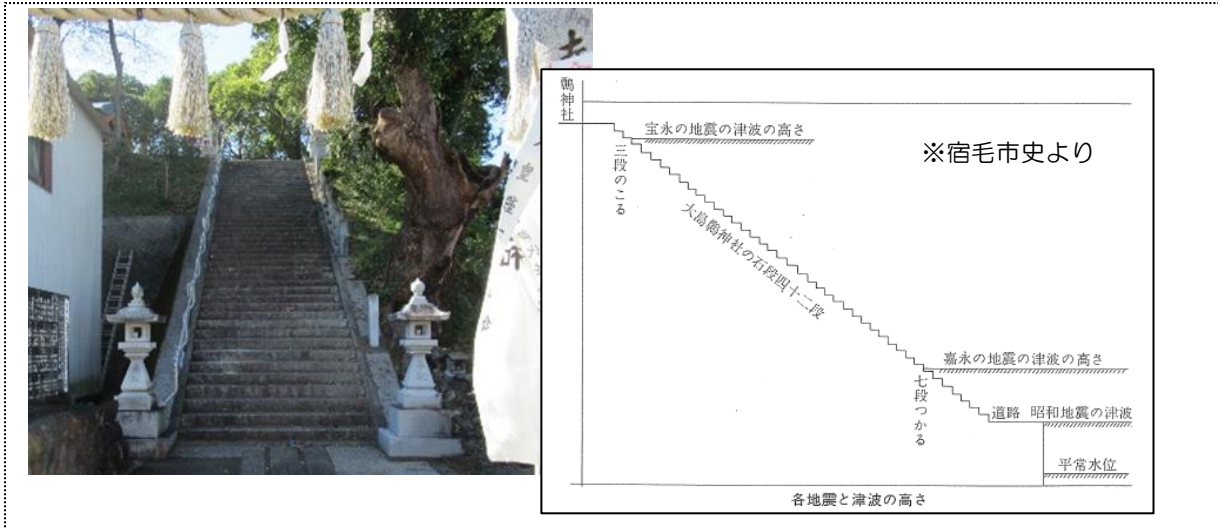


※基盤地図情報（国土地理院）を加工して作成

〇65 ハイタカ神社の地震・津波の過去の記録

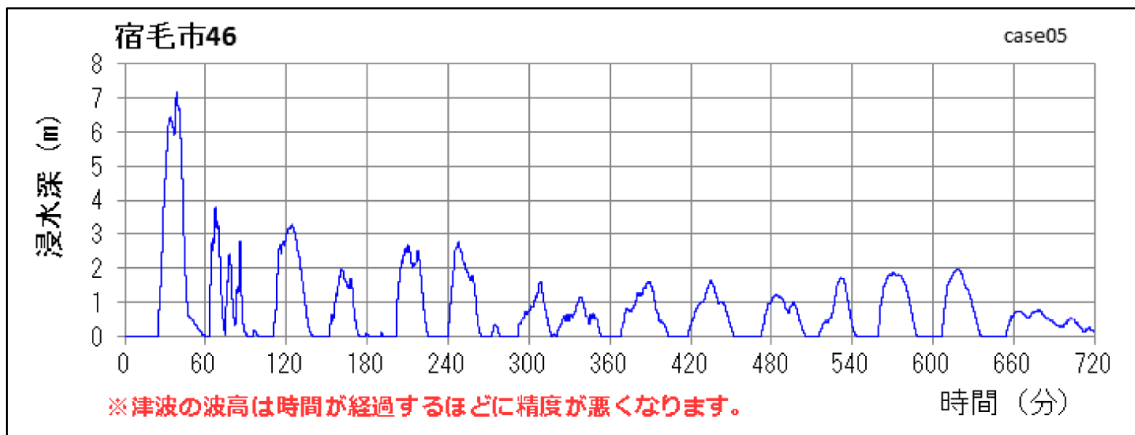
宝永4年(1707)10月4日の宝永地震の際には、42段ある石段のうち、39段津波により浸かったという記録があります。また、嘉永7年(1854)11月5日の安政地震の際には、7段まで、昭和21年(1946)12月21日の昭和南海地震の際には、石段には上がらなかった、という記録があります。

《ハイタカ神社入口階段》



来たる南海トラフ地震では、下記のようにハイタカ神社前では、最大浸水深が7mを超えることが想定されています。津波による流失による甚大な被害が想定されますが、その前に震度も6弱と想定されていることから、避難の妨げとなる建物倒壊等の対策が重要となります。

《ハイタカ神社前津波浸水深時間図》

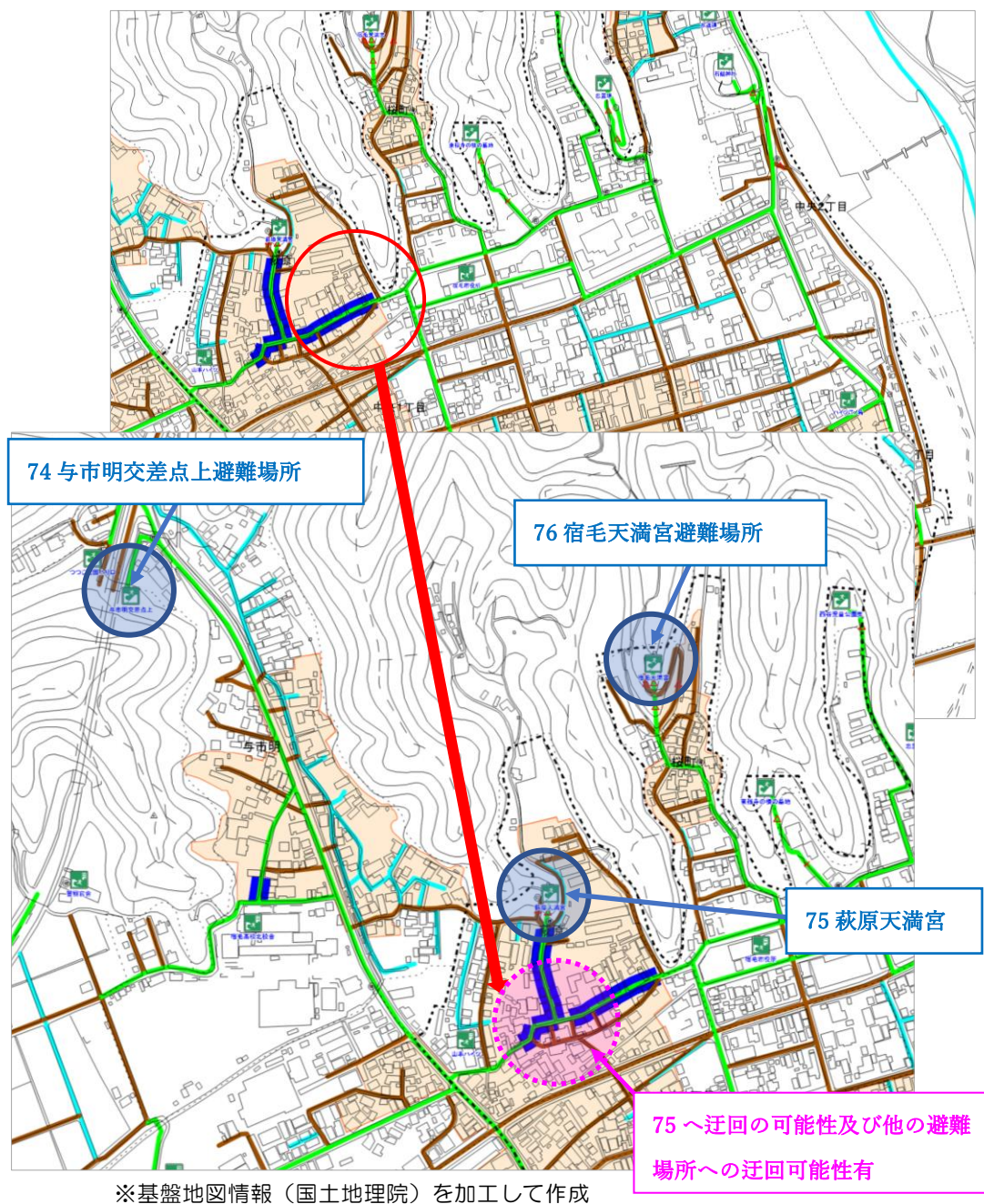


以上、大島地区の中でも集落が密集しているエリアにおいては、特に避難に際しボトルネックとなる箇所への対策を優先的に実施し、全ての地域住民が避難可能となるようにする必要があります。

(2) 街地区

街地区は、浸水想定区域内人口が 2,708 人と多く、古くから市街地を形成している地区となっています。特に萩原天満宮(75)の避難場所に最短で向かう避難路は幅員が 2m 程度と狭く、両側に木造家屋が立ち並んでいます。その対策推進区間において、以下のように現地確認しました。

《街地区対策推進区間の設定》



街地区は、多くの高台の避難場所が背後に位置しており、避難路の閉塞状況を判断して、迂回ルートを選択し、避難行動を適切に取ることによって、避難が可能となると考えます。また、西側に隣接した与市明・長田町・幸町地区の避難場所となっている与市明交差点上(74)へは、幹線街路を通過して安全に避難することが可能となっています。

以上のことから、街全体で把握している重点推進エリアにおいて、引き続き建物の耐震化や空家除却、ブロック塀除去等の地区への啓発等のソフト対策を実施していくことが重要となっています。

6-4 避難全体を考慮したハード・ソフト対策の推進

(1) ハード対策

以下に示す対策案を参考に、地域の特性を踏まえた整備を実施・検討します。

《ハード対策（案）》

区分	対策内容	備考
整備を 推進	・高台での避難場所の整備	・避難ビルの整備に比べて安価だが、地形的な制約を受ける。
	・高台への避難経路の整備 (誘導灯の整備含む)	・既存避難場所を有効活用することで安価な整備が可能であり、避難者の移動支援にもつながる。
	・津波避難ビルの指定	・既存施設を利用するため、避難場所を短期間、安価に確保でき、避難者の身体的負担も少ない。
整備を 検討	・津波避難タワーの整備	・建物の整備と比較すると安価だが、平時における有効活用が課題となる。
	・人工的な高台の整備	・平時は公園として有効活用ができるが、浸水状況によっては広い用地が必要となる。
	・複合施設の整備	・必要な機能との一体整備のため安価に津波避難機能を追加でき、避難者の身体的負担も少ない。
	・津波避難シェルターの整備	・どんな津波高が想定されても対応可能であり、高さ方向の避難が不要なため、避難が容易。 ・ただし、避難者一人あたりの整備費が高価。
	・津波対応型救命艇の整備	・どんな津波高が想定されても対応可能であり、避難者一人あたりの事業費が安価だが、平時の利用が難しい。

(2) ソフト対策

安全・円滑な避難を行うためには、上記のハード対策に加えて「津波に対する心得」等の防災学習や、自主防災組織への参加、避難訓練の実施等により、一人一人が津波避難に対して高い意識と知識を持つ必要があります。

このため、安全・円滑な避難に向けたソフト対策として、個人個人もしくは自主防災組織の次の取組を推進します。

【地震発生までに備えること】

① 避難場所及び避難経路の確認

- ・自宅付近の避難場所だけでなく、会社や学校等、普段長時間滞在する場所からの避難場所も確認します。
- ・建物の倒壊等によって避難経路が使用できない場合に備え、複数の経路を検討します。

② 住宅の耐震化や家具の転倒防止

- ・室内でけがをすることなく、迅速に外に避難するため、住宅の耐震化や家具の転倒防止、ガラスの飛散防止等を行います。

③ 避難訓練への参加

- ・自主防災組織の集まりや防災に関する勉強会、避難訓練等に積極的に参加します。
- ・避難訓練では、実際の避難時間を計測するとともに、避難場所や経路の安全性を確認します。

④ 非常持ち出し品の準備

- ・持ち出し品の準備に時間をかけず、できるだけ迅速に避難行動を開始するために、避難において最低限必要なものを準備しておきます。

⑤ 家族が離れ離れになったときの集合場所や連絡方法の確認

- ・家族と一緒にいないときでも、各自が迅速に避難を行えるように、離れ離れになったときの集合場所を決めておきます。
- ・また、離れ離れになったときの連絡方法として、災害用伝言ダイヤル「171」を体験しておきます。

【地震発生後の行動】

① 身の安全と避難路の確保

- ・地震発生直後は、まずは揺れによる被害から身を守ります。
- ・揺れがおさまったら、出口を確保し、電気のブレーカーを切ります。

② 迅速な避難の実施

- ・強い揺れや長時間ゆっくりとした揺れを感じたら、警報を待たずに避難を開始します。
- ・津波注意報や警報が発表された場合は、地震を感じていなくても速やかに避難を開始します。
- ・避難は原則として徒歩で行い、無理のない範囲で隣近所と助けあって避難します。
- ・被災状況を踏まえ、安全な経路を選んで避難を行います。

7. 避難方法

地震が発生すると、揺れの影響による土砂災害や液状化が起こり、道路が損傷する可能性があるほか、沿道の建物や電柱が道路をふさいだり、停電による信号機の停止などによって、道路の利用に大きな制約が生じる可能性があります。このため、これまで津波からの避難は原則として徒歩によるものとされてきました。

しかしながら、東日本大震災では多くの方が自動車を用いて避難を行ったほか、災害時要援護者などが避難する場合などのように、徒歩以外の移動手段を検討せざるを得ない場合もあります。

こうしたことから、徒歩での避難を原則としつつ、それぞれの移動手段の特性を踏まえ、地域で合意を形成することが重要となります。

(1) 徒歩による避難

その他の移動手段と比較し、揺れによる道路の被災の影響を受けづらいことから、これまで原則として徒歩による避難としてきました。今後も徒歩による避難が可能な方は、徒歩による避難を原則とします。

(2) 自転車による避難

徒歩避難者が集中する中、揺れによって路面にも損傷が生じている可能性がある道路を、自転車で走行することは危険が伴うため、自転車による避難は慎重に検討する必要があります。一方、徒歩による避難と比較すると、移動速度が速く遠くまで避難することが可能となるほか、揺れによる道路の被災の影響や、乗り捨てて避難を行う場合の影響も小さいことから、その危険性を十分踏まえたうえで、地域の合意を形成しながら利用を検討していく必要があります。

【自転車をを用いた避難の事例】

○東日本大震災での事例（中央防災会議：宮城県岩沼警察署管内）

岩沼市に所在する会社社長は、地震発生直後、従業員にいち早く避難を指示、社長は社内の金庫等を施錠するなどして最後に外へ出た。会社前の道路が避難の自動車で渋滞していたことから、自転車で避難を開始。途中、渋滞車列の中にいた従業員の自動車を追い越した。結果として社長は助かったが、自動車を乗り捨てずに車内に止まった従業員は自動車ごと津波に流され行方不明となった。

出典：「高知県津波避難計画策定指針」（高知県/平成 25 年）

(3) バイクによる避難

自動車と比較すると、揺れによる道路の被災の影響や、交通集中による渋滞、乗り捨てて避難した場合の影響は小さいと考えられるものの、徒歩で避難する避難者の安全確保等にも影響を与えることから、バイクによる避難は慎重に検討する必要があります。一方、バイクを使用することで迅速な避難が可能となった事例もあることから、徒歩による避難を原則としつつ、その危険性を十分踏まえたうえで、地域の合意を形成していく必要があります。

(4) リヤカーや車いすを利用した避難

高齢者や障害者など災害時要援護者の避難に際しては、リヤカーや車いすといった用具の利用が効果的な場合があります。しかしながら、揺れによって道路が被災している中では利用が困難な場合も想定されるほか、他の避難者の通行を妨げる可能性もあります。このため、災害時要援護者の避難方法の一つとしてその危険性を十分踏まえたうえで、地域の合意を形成しながら利用を検討していく必要があります。

【リヤカーを災害時要援護者の避難に用いようとする事例】（和歌山県田辺市）

和歌山県田辺市は、自力で避難できない災害時要援護者を安全な場所に運ぶため、折り畳み式のリヤカーを購入します。津波による被害が予測され、災害時要援護者がいる町内会に1台ずつ無償貸与する方針で、平成24年度に42台、平成25年度に18台を導入する予定となっています。

出典：「高知県津波避難計画策定指針」（高知県/平成25年）

(5) 自動車を利用した避難

1) 自動車避難に関する検討の背景

宿毛市では公共交通機関の利用が困難な地域も多いことから、日常的に自家用車を用いた移動が行われており、地震発生時においても自動車を用いた避難を行おうとする住民が多いことが予想されます。また、地域では高齢化も進んでおり、自動車を使わなければ迅速な避難が難しい災害時要援護者も多いと考えられます。

しかしながら、東日本大震災において、自動車避難を行った人が57%に上り、渋滞によって避難できない状況が生じたり、緊急車両の通行に支障をきたす事態が発生しました。

【津波避難の原則と自動車避難の限界】

津波避難対策検討ワーキンググループ報告中央防災会議（平成24年7月）

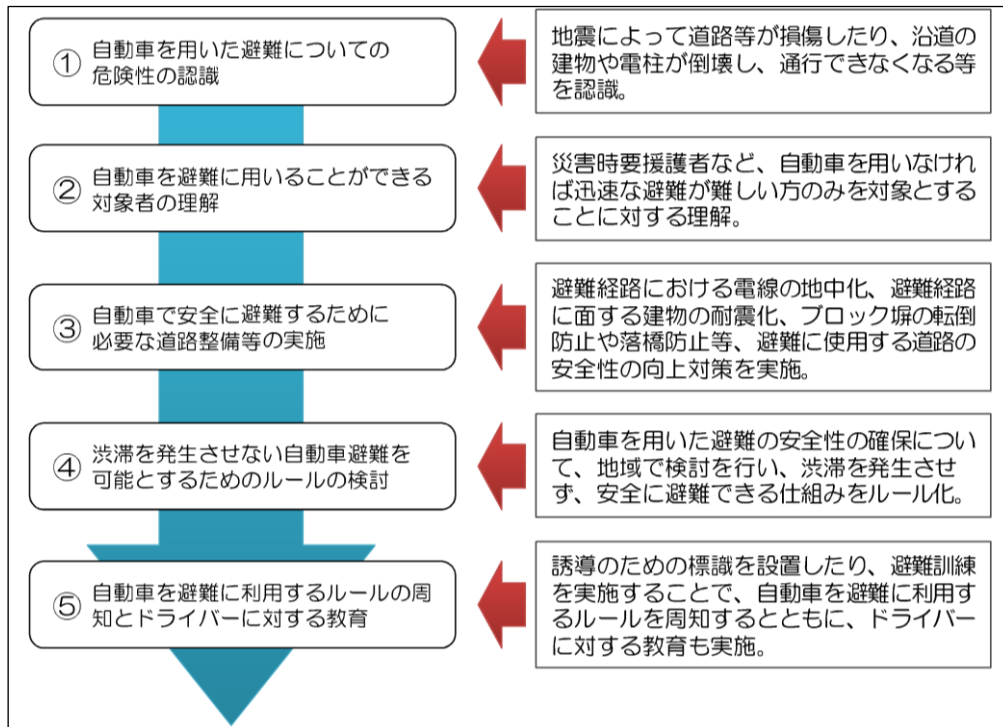
- 津波発生時の避難に当たっては、徒歩避難を原則とする。東日本大震災においても多くみられた自動車による避難は、下記のような種々の危険性がある。
 - ・地震による道路等の損傷や液状化、信号の滅灯、踏切の遮断機の停止、沿道の建物や電柱の倒壊等による交通障害
 - ・交通障害が発生しなくても渋滞が発生し、津波に巻き込まれる可能性がある他、避難支援活動に支障を及ぼすこと
 - ・道路の幅員、車のすれ違いや方向転換の実施可否、交通量の多い幹線道路等との交差、避難した車両の駐車場所等のボトルネックとなる区間等の存在
 - ・避難支援者が活動するための自動車の通行の妨げとなるおそれがあること
 - ・徒歩による避難者の円滑かつ安全な避難の妨げとなるおそれがあること
- しかしながら、歩行困難者が避難する場合や想定される津波に対し徒歩で避難が可能な距離に適切な津波避難場所がない場合のように、自動車避難を検討せざるを得ない場合がある。
- このような場合は、自動車避難に伴う危険性を軽減するための努力をするとともに、自動車による避難には限界量があることを認識して、限界量以下に抑制するよう各地域で合意形成を図る必要がある。

出典：「高知県津波避難計画策定指針」（高知県/平成25年）

2) 自動車を利用した避難の検討方法

自動車を用いた避難を検討するにあたっては、危険性を十分認識し、しっかりとしたルールを作るとともに、ドライバーの教育も行っていくことが重要となります。

《自動車を用いた避難を検討する流れ》



出典：「高知県津波避難計画策定指針」（高知県/平成 25 年）

①自動車を用いた避難についての危険性の認識

自動車を用いた避難は、揺れによる道路の被災の影響を受けることから、自動車避難を原則禁止、徒歩避難を原則とされてきました。このことをしっかりと認識しておく必要があります。

②自動車を避難に用いることができる対象者の理解

自動車を避難に用いると、徒歩での避難が難しい災害時要援護者などが、迅速な避難を行うことができるようになります。しかしながら、自動車による避難には限界量があるため、自動車をいなければ迅速に避難することが難しい方のみを対象とすること等について理解しておく必要があります。

③自動車で安全に避難するために必要な道路整備等の実施

避難における安全性を確保するため、自動車をいれた避難を想定する地域では、地震による揺れの後も安全に通行できる道路の整備を進める必要があります。

《自動車避難の安全性確保に向けた道路整備》

引き続き対策を進めるもの	今後の整備にあたって検討するもの
・避難経路における電線の地中化	・高台方向に向かう車線の拡幅や多車線化
・避難経路に面する建物の耐震化	・交差点の立体化
・ブロック塀の転倒防止	・駐車スペースの整備
・落橋防止	・誘導のための標識等の整備等
・マンホール浮上防止等の液状化対策	
・盛土部の沈下防止等	

④ 渋滞を発生させない自動車避難を可能とするためのルール検討

道路の損傷による交通容量の低下に加え、避難車両による交通集中によって渋滞が発生し、被害の拡大が懸念されます。このため、自動車避難を検討する場合は、津波浸水予測時間内に安全な場所に到達するための各種検討を行う必要があります。

(ア) 自動車を避難に用いることのできる対象の設定

徒歩による避難が可能な場合は、徒歩による避難を原則とし、「周辺に高台等がない沿岸部で、自動車による避難が可能な道路が整備されている地域」や「災害時要援護者など、自動車を使わなければ迅速な避難が難しい方」など、対象者の設定を行う必要があります。

(イ) 交通容量を確保するため交通規制の検討

交通規制によって交通容量を拡大できる可能性があることから、高台への一方通行や、交差点の通行方法、避難に使用できる道路の指定など、津波発生時の道路の通行方法などについて地域住民との話し合いを進め、警察にも協力を求めながら検討を進める必要があります。

(ウ) 通過交通に対する検討

道路状況によっては通過交通の影響が大きく、実際の避難に支障となることが考えられます。このため、幹線道路など、通過交通が多い道路を避難に利用する際には、事前にシミュレーション等を行い、安全に避難できるのか慎重に検討を進める必要があります。

⑤ 自動車を避難に利用するルールの周知とドライバーに対する教育

(ア) 地域で定めたルールの周知

地域内に自動車を用いた避難を行う際の誘導標識の設置や、避難訓練の実施により、地域で合意した自動車避難に関するルールの共有を進めます。

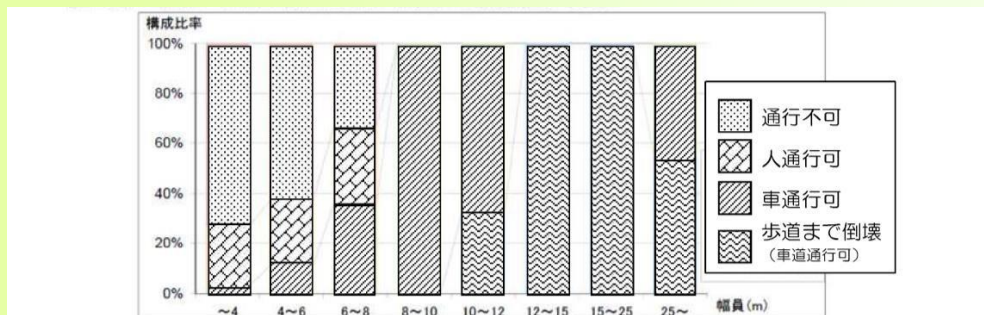
(イ) ドライバーに対する教育

自動車を運転中に地震が発生した場合の行動等については、地域の住民が集まる機会を利用したドライバー教育を行う必要があります。

【自動車を用いた避難に利用できる道路に関する参考資料】

揺れの大きかった阪神・淡路大震災では、幅員 4m 未満の道路の約 73%が人の通行も不可となるような被害を受けています。幅員が広がるにつれ、自動車での通行もできるようになりますが、調査された全ての道路で自動車の通行が行えたのは幅員 8m 以上の道路となっています。

≪ 阪神大震災における幅員と道路閉塞の関係 ≫



【メモ】

幅員 4m では、約 73%、幅員 4~6m で約 63%、6~8m の道路では約 33%、歩行者も通行不可となった。

(出典：都市防災実務ハンドブック編集委員会(2005)『震災に強い都市づくり・地区まちづくりの手引』)
(引用：平成 23 年度津波避難を想定した避難経路、避難施設の配置及び避難誘導について国土交通省都市局街路交通施設課)

出典：「高知県津波避難計画策定指針」(高知県/平成 25 年)

8. 初動体制（職員の参集等）

職員は、津波注意報や津波警報が発表された場合、あるいは強い地震を観測した場合、速やかに下記の配備基準により参集するものとします。

(1) 配備体制と配備基準

地震災害発生時における職員の配備体制及び配備基準は次のとおりです。

《配備体制別配備基準と動員体制一覧》

配備体制	配備基準	配備内容	動員体制
準備配備 (情報収集体制)	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に震度「3」の地震が発生したとき ・遠地地震が発生し、津波の発生が予想される場合等で情報収集体制が必要なとき ・「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表されたとき 	少数の人数による情報収集活動及び第1配備体制に移行できる体制	危機管理課職員 ほか必要人数
第1配備 (注意体制)	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に震度「4」の地震が発生したとき ・予報区「高知県」に津波注意報が発表されたとき ・「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表されたとき 	情報収集活動及び危険箇所の巡視、警戒等にあたり状況により速やかに第2配備に移行できる体制	管理職 危機管理課職員 ほか必要人数
第2配備 (警戒体制)	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に震度「5弱」の地震が発生したとき ・「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表されたとき 	災害対応を行うと共に、いつでも第3配備に移行できる体制	係長以上 危機管理課職員 ほか必要人数
第3配備 (非常体制)	<ul style="list-style-type: none"> ・市内に震度「5強」以上の地震が発生したとき (※これまで経験のしたことのない地震を感じ、市内にかなりの被害発生が予想され、地震情報等も把握できない場合においても、同様とする。) 予報区「高知県」に津波警報又は大津波警報が発表されたとき 	全職員を配備し、直ちに災害応急対策を行うことができる体制	全職員 自身等の身の安全の確保を最優先とし、各勤務場所等へ参集

※災害対策本部の設置について、準備配備以外は自動設置とする。

※「南海トラフ地震臨時情報」に関する配備基準は、令和2年4月から運用予定。

(2) 職員の参集

1) 勤務時間内における参集

職員は、勤務時間内に津波注意報、津波警報、又は震度3以上の地震が観測された場合、速やかに配備基準に基づき災害対応業務に従事するものとします。

2) 勤務時間外における参集

配備基準に該当した場合、動員体制に該当する職員は直ちに勤務場所に参集し、情報収集等にあたるものとし、被害状況を総務課に報告します。

なお、参集に際しては最新の注意を払うとともに、参集途上の被災状況の把握に努めながら速やかに参集するものとします。

交通機関等の途絶、道路の寸断、火災等により勤務場所に参集することが困難な場合は、地元の支所もしくは近隣の公的施設に参集し、被害状況の把握等にあたるものとします。

第4章 津波避難施設整備の方針

「前章の5.避難困難地域」で検討した結果、中心市街地を含んだ東西約3kmのエリアが津波浸水域外の高台への避難が困難な地域と判明しました。そのため、この地域に対して早急な避難対策を推進する必要があります。

そこで、宿毛市は、この計画書の中に避難対策の方針を明確にし、実効性のある計画として取り組んでいきます。

1. 避難困難地域解消対策

1-1 避難困難地域解消対策の基本的方針

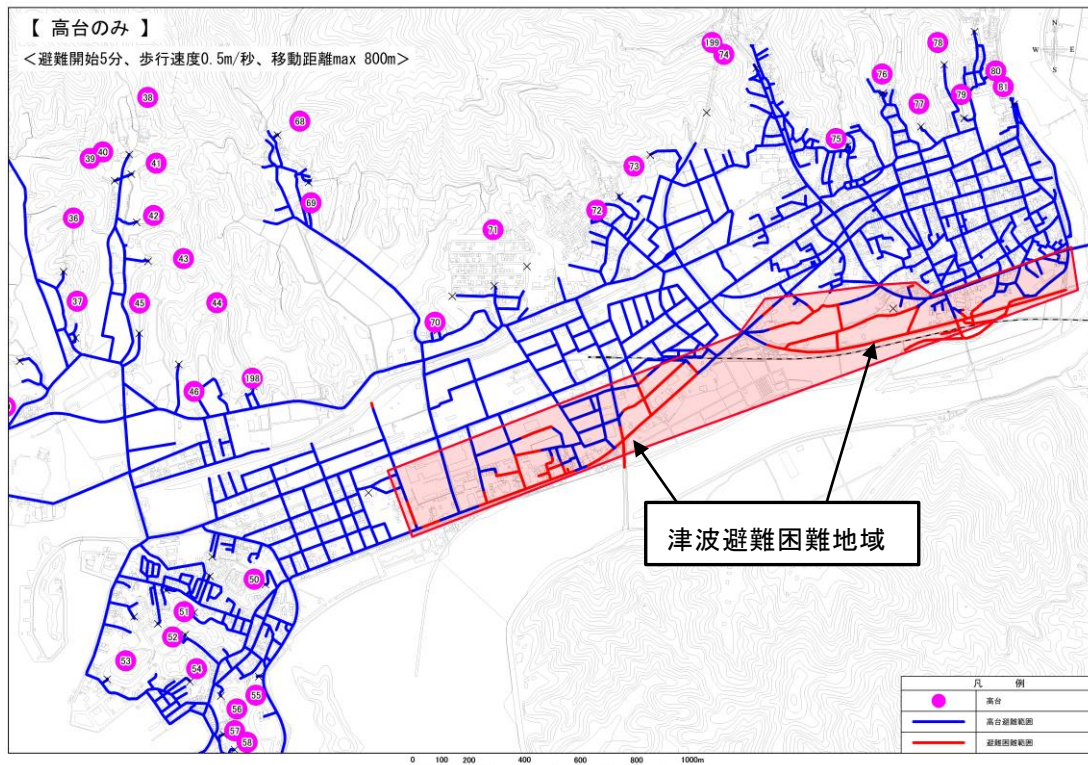
(1) 避難困難地域の詳細抽出

避難困難地域の対象地区としては、⑩高砂地区、⑪駅前・新田地区、⑫与市明・長田町・幸町・宿毛・貝塚地区、⑬街地区で形成された市街地、と想定されますが、より詳細な避難困難地域を抽出する必要があります。

そこで、避難目標地点までの実避難行動距離に基づき、避難ルートでの検証を行いました。

その結果、下図のとおり、避難困難地域を詳細に抽出しました。

《避難困難地域の抽出図》



※基盤地図情報（国土地理院）を加工して作成

(2) 避難困難地域対策の基本的方針

津波からの避難の考え方は、第一が避難対象地域外の避難目標地点までの避難、第二が津波浸水域外の高台である避難場所への避難、そして第三が浸水域内の高台や津波避難ビル・津波避難タワー等の緊急・一時的な避難場所への避難、の順となります。

避難困難地域内は、既に第一、第二の避難行動が困難なため、第三の対策を検討することとし、以下の順に津波避難施設の整備検討を行います。

- ①避難場所となる既存の高台や津波避難ビル等の現状把握
- ②避難場所に最低限必要な機能が整備されているか等の利用適正把握
 - ・耐浪性のある階段もしくはスロープの設置
 - ・停電時でも使用できる照明の整備
 - ・情報の掲示（災害対策本部の連絡先等）
 - ・ヘリサインの整備
 - ・水・簡易トイレの備蓄
- ③検討対象となった避難場所に避難可能な範囲を除く地域を再度避難困難地域として特定
- ④検討対象となった避難場所の収容可能人数の検証
- ⑤特定した避難困難地域解消に必要な避難施設の整備が可能な候補地の選定
- ⑥避難可能距離内で最小限の避難施設整備が可能な場所を特定
- ⑦避難施設整備の方針を決定

1-2 避難困難地域の特定

(1) 避難場所となる既存の高台や津波避難ビル等の現状把握

宿毛市には、市街地を囲むように片島や北部の山地の自然地形を利用した高台があります。「前章の3.避難場所等 3-1 避難場所（一時避難場所）」では、その高台は避難場所として選定しており、その避難場所から遠く避難が困難な地域が避難困難地域となっています。そのため、「前章の3.避難場所等 3-2 津波避難ビル」で示すように、22箇所の津波避難ビルを選定しており、その内避難困難地域が該当する4地区内には21箇所の津波避難ビルを選定しています。

(2) 避難場所に最低限必要な機能が整備されているか等の利用適正把握

21箇所の津波避難ビルは、公共・民間、市役所含めホテル・病院・マンション・教育機関等様々な施設機能を有しており、通常の施設利用がされています。そのため、あくまで緊急的・一時的な避難を受け入れる施設として、前項に記載している最低限必要な機能が整備された施設を利用適正施設とすることにしました。

現在のところ、避難困難地域を解消すると考えられる施設の中では、社会福祉センターと高知県農業協同組合宿毛支所に避難階までの外付け階段の整備が完了しているのみで、全ての機能を満足した施設はありません。そのため宿毛市では、その2施設において今後機能を満足する整備や備蓄を追加していく予定をしています。

したがって、この2施設の津波避難ビルを避難対象施設として避難解消対策の検討対象とします。

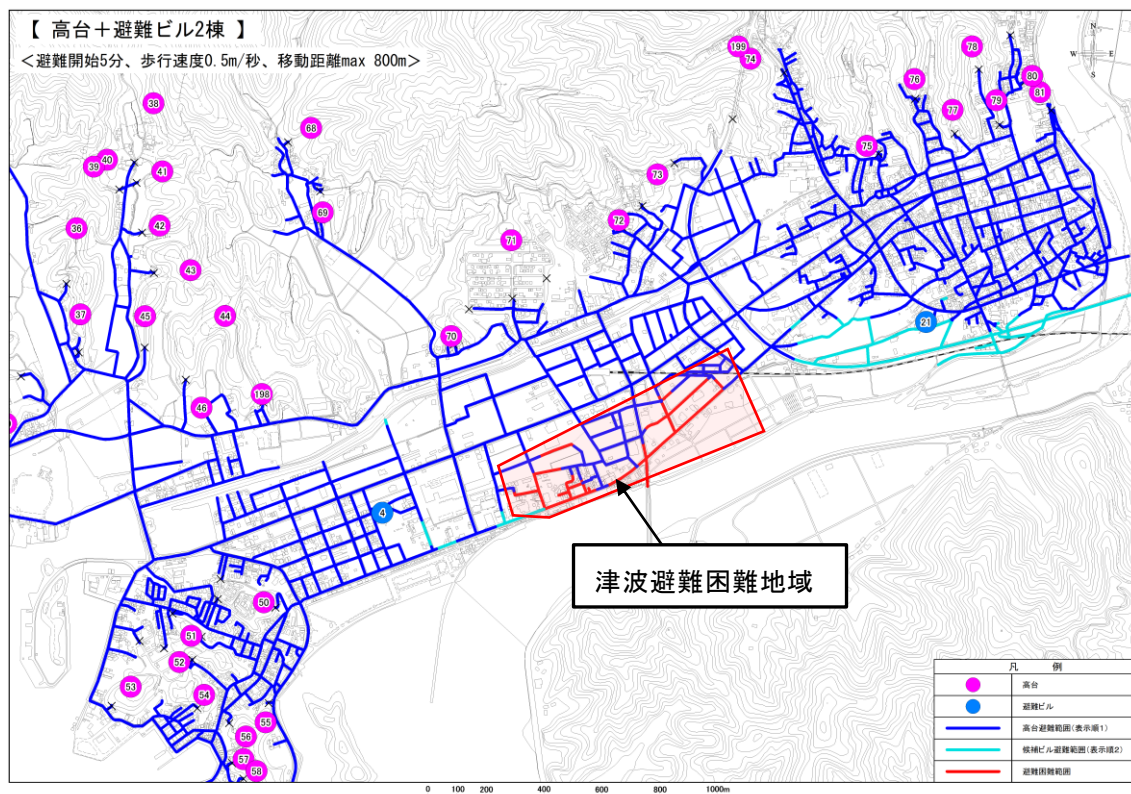
(3) 検討対象となった避難場所に避難可能な範囲を除く地域を避難困難地域として特定

検討対象の施設は、高砂地区にある社会福祉センターと、街地区にある高知県農業協同組合宿毛支所の2箇所としました。

その2施設を避難場所として、再度津波避難困難地域を抽出した結果、下図のとおり宿毛駅南側の地区を再度津波避難困難地域として特定しました。

この特定した困難地域を解消できるように、地域内もしくは近隣地域において、避難施設の整備が必要となります。

《避難困難地域の特定図》



※基盤地図情報（国土地理院）を加工して作成

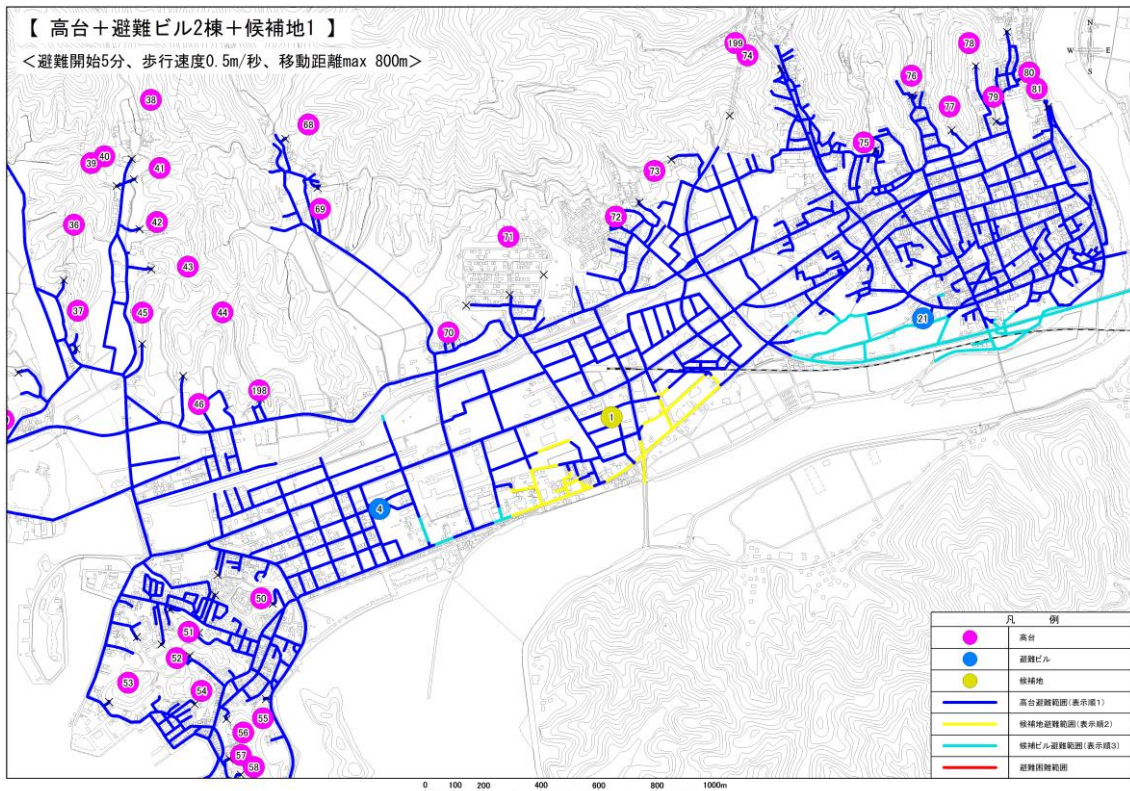
1-3 避難困難地域解消の検討

(1) 特定した避難困難地域解消に必要な避難施設の整備が可能な候補地の選定

再度抽出した困難地域を解消しうる理想の避難場所の位置は、困難地域の北端部の中心です。その場所付近に存在する候補地として、駅前公園（駅前町2丁目）があります。

この駅前公園に津波避難施設を整備した場合の避難可能な範囲を抽出した結果が、下図のとおりとなり、再度抽出した避難困難地域が解消できることが判明しました。

《①候補地を追加した避難困難地域解消図》



※基盤地図情報（国土地理院）を加工して作成

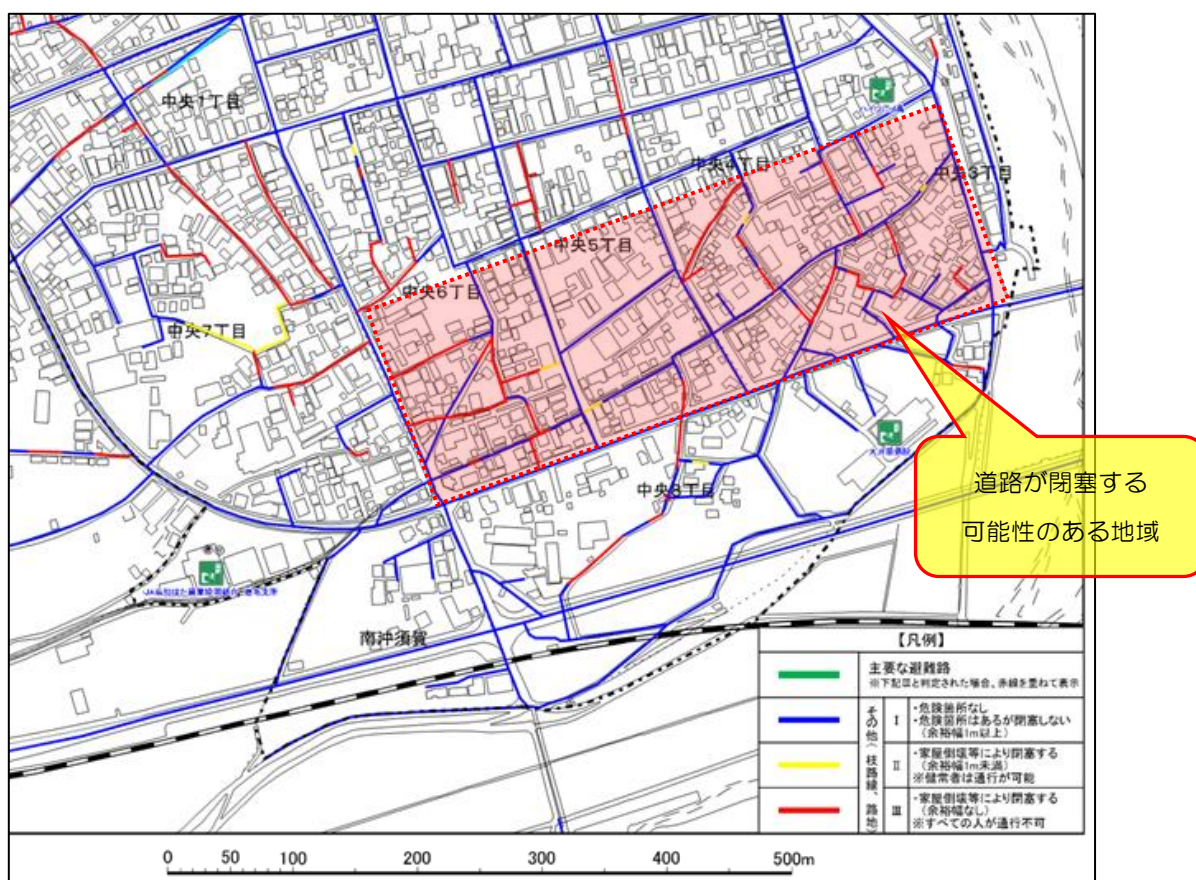
1-4 その他の要因による避難施設の整備が必要な地域の検討

(1) 幅員の狭い避難路に避難者が集中し避難に時間を要する地域の選定

街地区は、古くから市街地を形成しており、北側の高台に避難するための道路は、老朽建物が多く建ち並び、また狭隘であることから、道路閉塞の危険性が高い地域が存在しています。また、市内でも高齢化が進んでいる地域であり、避難に時間を要する住民が多く存在します。

そのことから、街地区南側の地域は、要配慮者を中心として迂回等に時間を要する可能性があることから、確実な避難に向け、地域内に新たな避難施設の整備が必要として検討を行います。

《避難に時間を要する地域の特定図（街地区現地点検結果より抜粋）》



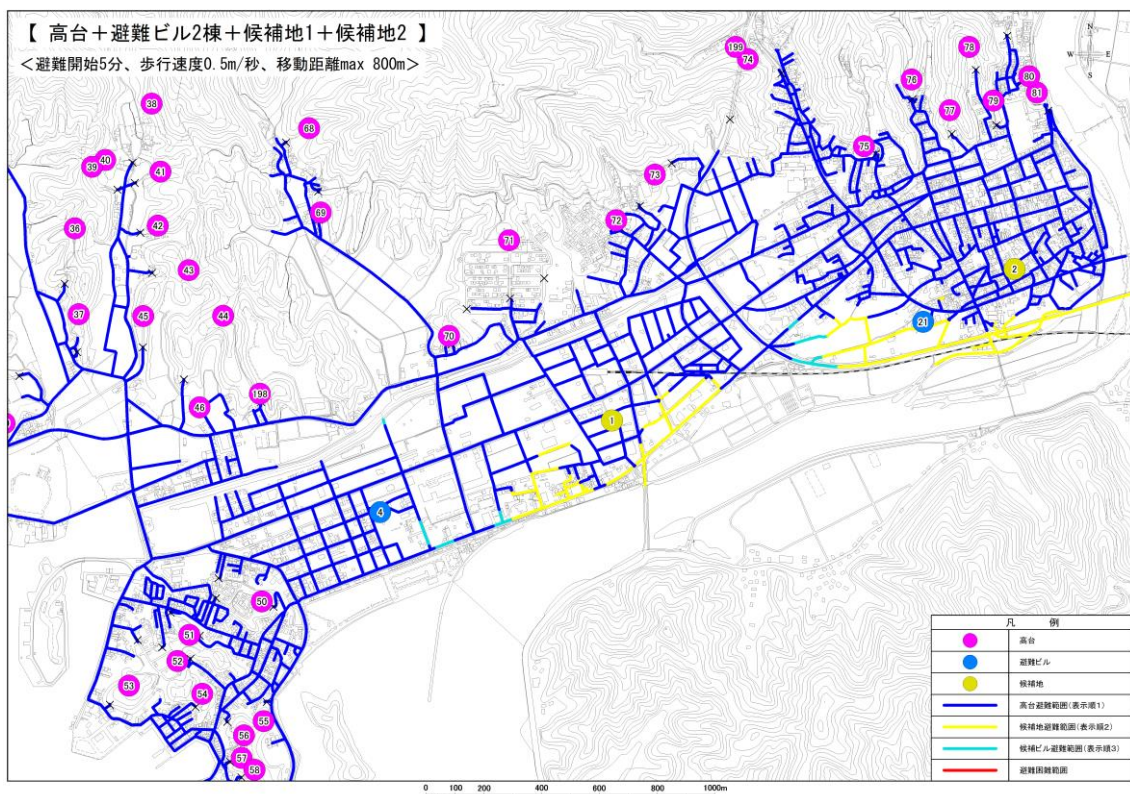
※基盤地図情報（国土地理院）を加工して作成

(2) 地域に必要な避難施設の整備が可能な候補地の選定

街地区南側から現宿毛市役所北側の高台に向いた方向に避難場所の候補地を検討し、歩行困難者等も緊急・一時的に避難することが可能な場所として、旧武道館用地(中央5丁目)を候補地として選定しました。

この場所に津波避難施設を整備した場合も含め、避難可能な範囲を抽出した結果が、下図のとおりとなり、高知県農業協同組合宿毛支所とも連携した避難対策を実施することで、周辺住民の確実な避難が可能となります。

《②候補地を追加した避難困難地域解消図》



※基盤地図情報（国土地理院）を加工して作成

2. 施設整備基本方針

「前段の1.避難困難地域解消対策」で検討した結果、2箇所の新たな避難施設の整備が必要となりました。この項では、施設の構造や機能などの基本的な方針を定め、今後整備する際の基本条件を設定することにします。

2-1 施設の構造

「前章の6.安全・円滑な避難に向けた課題と今後の対応」に示しているように、避難施設のハード対策として、津波避難タワー、人工的な高台、複合施設、津波避難シェルター、津波対応型救命艇、の整備が考えられます。そして、それぞれにメリット・デメリットがあります。

宿毛市の市街地は、想定される最大浸水深さが5mを超えており、壊滅的な被害が想定されることから、浸水域での長期避難は困難であり、第一に命を守る対策が喫緊の課題であると考えています。

したがって、候補地の面積等地形的条件や周辺環境等地域特性等にも考慮し、津波避難タワーの整備を検討することとします。

2-2 施設の機能

津波避難タワーは、ビル構造ではないことから、室内で休息できる機能を整備することは困難です。最低限の機能として、以下の整備を計画に反映することとします。また、計画する際には、対象地域の住民と意見交換を行い、必要な機能について検討を行います。

- ・耐浪性のある階段及びスロープの設置
- ・停電時でも使用できる照明の整備
- ・情報の掲示（災害対策本部の連絡先等）
- ・ヘリサインの整備
- ・水・簡易トイレの備蓄

第5章 津波情報の収集・伝達・広報

南海トラフ地震が発生した場合、本市沿岸地域への津波浸水予測時間は早いところで5分未満であり、一刻も早く避難を促す情報を伝達する必要があります。

このため、気象庁等から津波に関する情報を確実に入手するとともに、複数の手段を用いて住民に伝達できる体制を確保しておく必要があります。

また、津波浸水域内で避難の広報等の活動を行う場合においても、自らの命を守ることができることが前提となります。このため、事前に津波浸水予測時間等を考慮した退避ルールを定めておくとともに、その内容について、関係者が十分理解し、いざという時には、ルールに基づき、自らの安全を確保できる体制を整えておくことが必要です。また、活動にあたっては、無線等の情報伝達手段を備えるなど、できるだけ安全に活動ができるよう、準備を行っておきます。

1. 津波に関する情報の収集

1-1 気象庁からの情報収集

(1) 津波警報・注意報

地震が発生した時には地震の規模や位置をすぐに推定し、これらをもとに沿岸で予想される津波の高さを求め、地震が発生してから約3分(一部の地震については約2分)を目標に、大津波警報、津波警報または津波注意報を発表します。

ただし、地震の規模(マグニチュード)が8を超えるような巨大地震に対しては、精度のよい地震の規模をすぐに求めることができないため、最初に発表する大津波警報や津波警報では、予想される津波の高さを「巨大」や「高い」という言葉で発表して非常事態であることを伝えます。

このように予想される津波の高さを「巨大」などの言葉で発表した場合には、その後、地震の規模が精度よく求められた時点で津波警報・注意報を更新し、予想される津波の高さも数値で発表します。

《津波規模別の警報種別等一覧》

	予想される津波の高さ		とるべき行動	想定される被害
	数値での発表 (発表基準)	巨大地震の 場合の表現		
大津波警報	10m超 (10m<高さ)	巨大	<p>沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難してください。津波は繰り返し襲ってくるので、津波警報が解除されるまで安全な場所から離れないでください。</p> <p>ここなら安心と思わず、より高い場所を目指して避難しましょう！</p>  <p>津波防災啓発ビデオ「津波からにげる」(気象庁)の1シーン</p>	<p>木造家屋が全壊・流失し、人は津波による流れに巻き込まれる。</p>  <p>(10mを超える津波により木造家屋が流失)</p>
	10m (5m<高さ≤10m)			
	5m (3m<高さ≤5m)			
津波警報	3m (1m<高さ≤3m)	高い	<p>津波防災啓発ビデオ「津波からにげる」(気象庁)の1シーン</p>  <p>津波防災啓発ビデオ「津波からにげる」(気象庁)の1シーン</p>	<p>標高の低いところでは津波が襲い、浸水被害が発生する。人は津波による流れに巻き込まれる。</p>  <p>豊頃町提供 (2003年)</p>
津波注意報	1m (20cm≤高さ≤1m)	(表記しない)	<p>海の中にいる人は、ただちに海から上がって、海岸から離れてください。津波注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしないでください。</p> 	<p>海の中では人は速い流れに巻き込まれる。養殖いかだが流失し小型船舶が転覆する。</p> 

- ・震源が陸地に近いと津波警報が津波の襲来に間に合わないことがあります。「揺れたら避難」を徹底しましょう。
- ・津波は沿岸の地形などの影響により局所的に予想より高くなる場合があります。より高い場所を目指して避難しましょう。
- ・地震発生後、予想される津波の高さが20cm未満で被害の心配がない場合、または津波注意報の解除後も海面変動が継続する場合には、「津波予報(若干の海面変動)」を発表します。

出典：「平成25年3月から津波警報が変わります」(国土交通省気象庁/平成25年)

(2) 津波情報

津波警報・注意報を発表した場合には、津波の到達予想時刻や予想される津波の高さなどを津波情報で発表します。

《津波情報発表内容一覧》

種類	内容
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻※や予想される津波の高さ(発表内容は津波警報・注意報の種類の記事に記載)を発表します。※この情報で発表される到達予想時刻は、各津波予報区でもっとも早く津波が到達する時刻です。場所によっては、この時刻よりも1時間以上遅れて津波が襲ってくることもあります。
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻・津波の到達予想時刻を発表します。
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表します。
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表します。

資料：「気象庁HP」

(3) 津波予報

地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、以下の内容を津波予報で発表します。

《津波災害が起こらない場合の発表内容一覧》

発表される場合	内容
津波が予想されないとき	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表します。
0.2m未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも0.2m未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表します。
津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表します。

資料：「気象庁 HP」

1-2 海面監視による情報収集

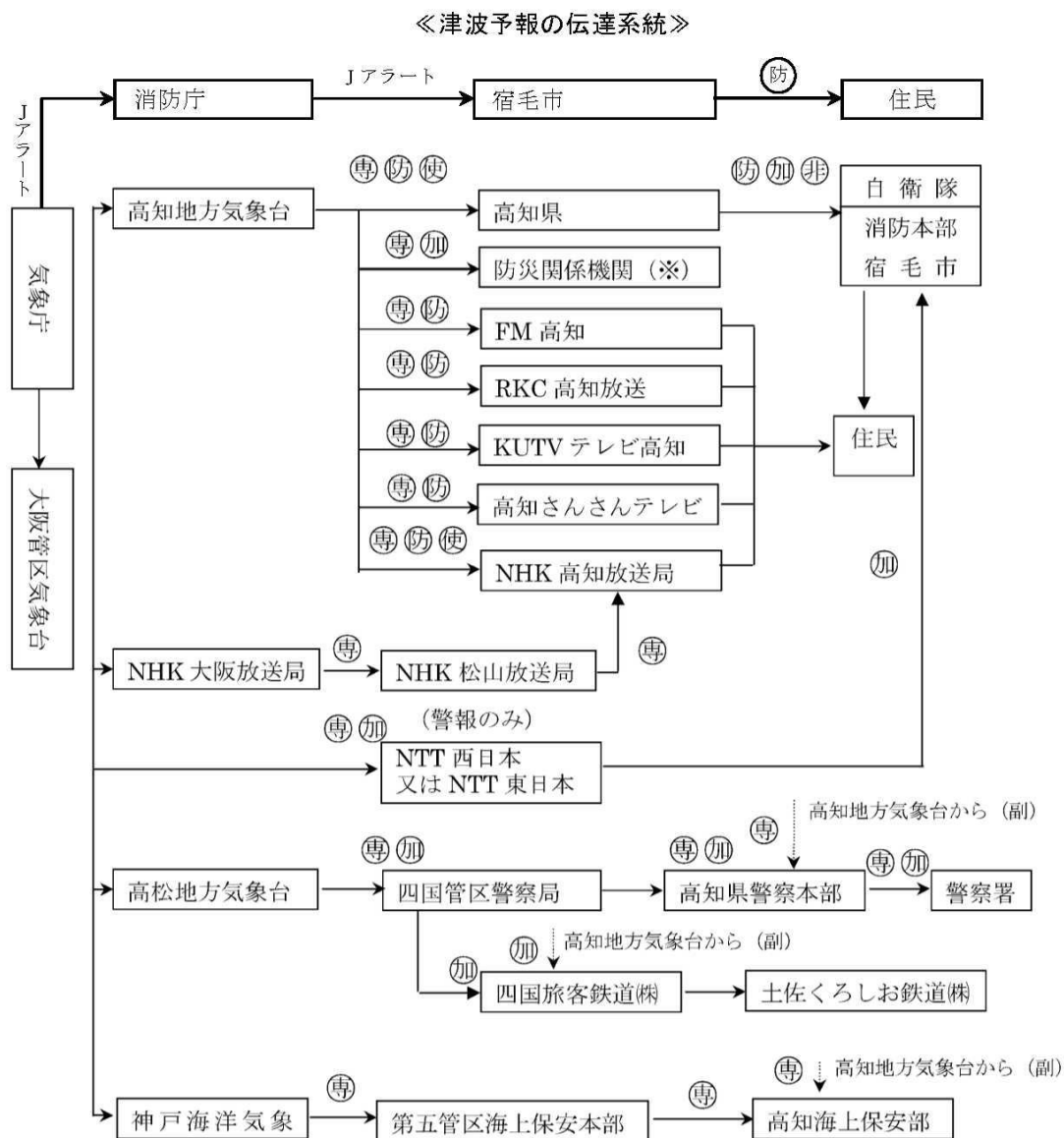
幡多西部消防組合の職員等は、地震発生後に来襲する津波に対して、津波予警報や避難指示等の情報伝達を迅速かつ確実に行うとともに、海岸付近で強い地震（震度4程度以上）を感じた時、又は弱い地震であっても長い時間ゆっくりとした揺れを感じた時は、直ちに高台等の安全な場所から海面監視を開始します。

2. 津波に関する情報の伝達系統

2-1 気象庁等から発表される情報の伝達系統

気象庁等から発表される情報の伝達系統は下記のとおりです。

《気象庁からの津波情報伝達系統図》



(※) 防災関係機関：国土交通省高知河川国道事務所、中村河川国道事務所、高知港湾・空港整備事務所、四国電力㈱高知系統制御所、高知新聞、高知県無線漁業協同組合室戸漁業無線局

(加)：加入電話 (F ネット含む) (防)：宿毛市防災情報 (使)：不通時使送する (専)：専用線伝達システム
 (非)：非常無線

(伝達ルート上に優先使用順に記載)

出典：「宿毛市地域防災計画（地震災害対策編）」（令和2年3月改訂）

2-2 災害情報の部内伝達方法

災害情報の部内伝達方法は以下に示すとおりです。

- ① 気象台からの気象通報その他災害に関する情報は、災害対策本部（本部設置前においては、危機管理課、勤務時間外で同職員が不在の場合は宿直員）において受領します。
- ② 庁内各課への伝達は庁内放送、又は電話により行うとともに、関係各部長に連絡するものとします。
- ③ 勤務時間外における伝達は、状況により宿直員が危機管理課職員に通知するとともに、消防機関並びに関係があると認められる各課、室、所の長もしくは代理者に通知するものとします。

3. 津波予報等の周知

津波予報の伝達系統及び伝達方法は、全国瞬時情報システム（J-ALERT）により、宿毛市防災情報伝達システムを自動起動させ、住民へ緊急情報を伝達します。

津波に関する情報で、特に住民に広報すべき内容は、職員が宿毛市防災情報伝達システム及びエリアメールを用いて伝達を行います。

(1) 周知方法

津波予報や津波情報を受けたとき又は市長が津波のおそれがあると認めるときは、津波予報等の情報を次の方法により、沿岸住民や海岸付近に滞在する観光客、釣り客に対し、迅速に周知を行ないます。

《津波情報の伝達手段別内容等一覧》

伝達手段	伝達対象	伝達内容
宿毛市防災情報伝達システム	住民 海岸付近滞在者	津波予報（解除も含む） 津波情報 海面監視情報 避難指示（緊急）の内容
サイレン	住民 海岸付近滞在者	津波予報（解除も含む）
広報車消防車	住民 海岸付近滞在者	津波予報（解除も含む） 津波情報 海面監視情報 避難指示（緊急）の内容

(2) 津波予報におけるサイレン信号と音声放送

高知県が平成 31 年 4 月 1 日から運用開始した「早期避難等情報発信システム」による、以下の高知県統一の放送例を活用した周知を行います。

○放送例

- ・ 大津波警報：サイレン（3 秒吹鳴 2 秒休止）×3 回

「大津波警報、大津波警報。大至急、高台へ避難せよ。大津波警報が発表されました。海岸付近の方は大至急、高台に避難してください。」

- ・ 津波警報：サイレン（5 秒吹鳴 6 秒休止）×2 回

「津波警報が発表されました。沿岸付近の方は大至急、高台に避難して下さい。」

第6章 避難の勧告・指示

南海トラフ地震が発生した場合、本市沿岸地域への津波浸水予測時間は、早いところで5分未満と早く、避難勧告等の発令の遅れは、人的被害の拡大につながります。このため、どのような津波であれ、津波浸水域からの一刻も早い避難が必要です。

(1) 発令基準

一刻も早い避難のため、基本的には「避難指示（緊急）」のみを発令します。

《避難勧告・指示の発令基準一覧》

種別	基準
避難指示（緊急）	予報区「高知県」に津波警報が発表されたとき
避難指示（緊急）	予報区「高知県」に大津波警報が発表されたとき

なお、津波注意報が発表された場合は、海岸堤防より外側にいる方や河口付近にいる方に注意を呼びかける、または避難指示（緊急）を発令する等必要な措置を講じます。

(2) 避難勧告・指示の伝達方法

避難指示（緊急）発令の伝達方法については、「前章の3.津波予報等の周知」に従うものとします。避難指示（緊急）を発令した場合、対象となる住民にすみやかに情報が伝達されるよう定期的な訓練を繰り返し、確実に情報が伝達されるように努めるものとします。

第7章 災害時における要配慮者の避難支援

要配慮者とは、高齢者、外国人、旅行者、乳幼児、妊産婦など、防災知識の習得、災害発生時における危険の察知や迅速な行動が困難なため、身を守るために特に配慮が必要な者をいいます。災害発生直後は消防や警察等による支援が難しいことから、要配慮者の避難支援は、自助、そして自主防災組織等を中心とした共助が基本となります。

要配慮者の迅速、確実な避難が実施できるよう、事前に具体的な支援計画を策定した上で訓練を繰り返し行い、より実効性の高い計画となるよう見直しを継続して行います。

また、要配慮者のうち、災害対策基本法に規定が設けられた避難行動要支援者の避難については、作成された避難行動要支援者名簿を通じて、自主防災組織等避難支援等関係者間で情報の共有を図るとともに、支援が必要な方と、地域住民が支えあう関係づくりを進めていきます。そして、その名簿を活用して、避難行動要支援者一人ひとりの具体的な避難支援計画を作成し、地域で協力しながら訓練を行い、計画が実行できるかの確認を継続し、地域の結びつき強化につなげていきます。

《参考：宿毛市における自主防災組織の組織率》

	平成 29 年		平成 30 年		平成 31 年	
	組織数 (件)	組織率 (%)	組織数 (件)	組織率 (%)	組織数 (件)	組織率 (%)
宿毛市	95	98.3	96	98.0	98	98.6
高知県	2,735	95.0	2,872	93.6	2,898	96.5

※組織率：自主防災組織に加わっている世帯の割合

出典：「高知県 HP」

(1) 要配慮者が必要とする支援

災害時において、要配慮者が必要とする支援は次のとおりです。

《災害時における要配慮者別必要な支援一覧》

要配慮者の例	必要とする支援
視聴覚障害者、外国人、子ども等	警戒や避難勧告・指示等の災害関係情報を取得できない ⇒情報を取得するための支援
心身障害者、外国人、子ども等	避難そのものの必要性や避難方法等について判断できない ⇒避難に必要な判断を支援
視聴覚障害者、心身障害者、高齢者、傷病者、妊婦、乳幼児等	避難行動をとる上で必要な身体能力が十分でなく、迅速な避難行動が難しい ⇒迅速な避難行動をとるための支援
観光客、外国人、一時滞在者等	地理情報に不案内 ⇒地理情報を入手するための支援

※高知県津波避難計画策定指針(H25.12)より

(2) 避難行動要支援者

災害対策基本法では、要配慮者のうち、災害が発生し、または発生するおそれがある場合に、自ら避難することが困難で、その円滑かつ迅速な避難のために特に支援を要する方を、避難行動要支援者と位置づけ、避難行動要支援者を災害から保護するために必要な措置を実施するための基礎となる避難行動要支援者名簿の作成を義務づけています。

このため、避難行動要支援者名簿の作成を進めるとともに、避難の支援を行う関係者での共有を進めていきます。また、実効性のある避難支援が担保されるよう、避難支援等関係者の協力を得ながら、平常時から避難行動要支援者に関する情報（住所、情報伝達体制、必要な支援内容）を収集し、一人ひとりの避難行動要支援者に対して具体的な避難支援計画の策定の促進に努めていきます。

(3) 情報を的確に取得するための支援

地域の情報を的確に入手・把握できない方々に対して、それぞれの特性に合わせた情報伝達手段の確保に努める必要があります。これに加えて、近隣者からの支援が得られやすいよう、自主防災組織や福祉関係団体等を通じた情報伝達体制の整備や情報伝達手段の確保についても、検討を行うことが望まれます。このため、次のような取組を行います。

〔対策の内容〕

①自主防災組織等による情報伝達の仕組みづくり

- ・「自らの地域はみんなで守る」という共助の意識を持って、要配慮者に対する情報伝達のための仕組みを検討します。特に、避難行動要支援者の支援については、避難行動要支援者名簿を活用し、可能な範囲で避難行動要支援者に関する情報提供を行い、自主防災組織等の活動の支援に取り組みます。

②情報を伝達するための施設の整備

- ・宿毛市防災情報伝達システムや緊急速報メールなど多様な情報伝達手段を検討し、広い範囲に確実に情報を伝達できる施設や設備の整備を進めます。また、宿毛市防災情報伝達システム、サイレン、広報車等により迅速な津波情報等の伝達を行います。

(4) 避難に必要な判断を行うための支援

避難に必要な判断を行えない方々が、迅速に意思決定を行い、避難できるような仕組みの確保に努める必要があります。このため、次のような取組を推進していきます。

〔対策の内容〕

①伝わりやすい表現や説明の実施

- ・障害者にも分かりやすい言葉や表現、説明などにより、一人ひとりが理解や判断ができる情報伝達に努めます。

②避難支援等関係者の確保

- ・自主防災組織や福祉関係団体等と連携し、事前に避難のルールを決めておくことで、避難が必要だという判断が、確実に要配慮者に伝わる仕組み作りを進めます。

(5) 迅速な避難行動をとるための支援

迅速な避難行動が難しい要介護高齢者や障害者等に対しては、次のような対策を進めます。

〔対策の内容〕

①避難行動要支援者名簿の作成等

- ・迅速な避難行動が難しい避難行動要支援者を確実に避難させるために、避難行動要支援者名簿を作成します。
- ・この名簿は、原則として年に一度は、避難行動要支援者名簿及び登録台帳の追加・更新を行い、避難支援等関係者に周知します。そして、関係者での共有を進め、避難行動要支援者一人ひとりの避難方法の検討に活用します。

②迅速な避難を助ける施設整備

- ・避難路や避難場所等の整備にあたっては、手すりやスロープの設置などのバリアフリー化を進め、身体的な理由によって避難が困難となる要因を排除するように努めていきます。

③避難を支援する援助者の確保

- ・自主防災組織や民生委員、消防団など、日ごろから地域のコミュニティーで避難行動要支援者の個別支援計画の策定等を通じて、避難行動要支援者に対する支援を検討し、いざという時の行動を定めておきます。ただし、支援者は、事前に津波浸水予測時間等を考慮した退避ルートを決めておくとともに、その内容について、関係者が十分理解し、いざという時にはルールに基づき、自らの安全を確保できる体制を整えることとします。

④福祉施設における対策

- ・社会福祉施設における防災対策として、防災訓練の実施、施設の耐震化、火災報知器等の防災設備・避難設備等の点検、危険物の管理、消防機関等との協力体制を確立するとともに、職員及び入所者等が災害発生による人身の被災等を未然に防止するために、防災意識の高揚を図り、防災管理体制の整備に努めます。
- ・特に、夜間、休日等における緊急通報及び避難誘導體制の確立を図ります。

⑤自力での避難が困難な方への対策

- ・社会福祉施設等の入所（通所）者及び在宅の要配慮者等は、自力での避難が困難な方が多く、どうしても他の人の介助が必要となります。このため、実際の災害発生時の避難にあたっては施設職員だけでは不十分であり、常に施設と地域社会との連携を密にし、災害時には地域住民の協力が得られる体制づくりに努めます。

(6) 地理情報を入手するための支援

地域の情報に不慣れな観光客等が、安全に避難するためには、素早い情報提供と、的確な避難の誘導體制を確立しておく必要があります。このため、次のような取組を行います。

〔対策の内容〕

- ①津波注意看板のほか、海拔や津波の高さ表示、避難誘導や避難場所を示した標識等の設置を進めます。
- ②地域の自主防災組織等が中心となり、声を掛け合って避難行動が行えるよう、日ごろから訓練を行います。
- ③近年の携帯電話の普及率の向上や、情報技術の進展など、情報通信環境の現状を踏まえ、これらの技術の積極的な活用に努めます。
- ④津波浸水予想区域にある観光施設や宿泊施設の管理者に対し、利用者に対する避難計画を定めておくよう指導に努めます。
- ⑤地域の情報に不案内な方、避難にあたっては、避難場所に到着した後も、非常に不安な状態が続くことが予想されるため、観光客等の避難も考慮した避難訓練の実施や避難場所における情報提供等の対策についても進めていきます。

第 8 章 防潮水門等の閉鎖措置

防潮水門、陸こう等、開口部の施設管理者は、津波を理由とする避難勧告・指示が発表された場合に、迅速な閉鎖が行われるような管理体制を明らかにしておくことが重要です。また、定められた閉鎖手順を防災訓練等の機会に実践することで、操作の確実性を確保するように努めます。

また、地域住民との協議の中で、常時閉鎖できる施設については閉鎖を進めるなど、津波発生に備えた日常管理の在り方について、協議を行っていきます。

なお、人力で閉鎖する必要がある防潮水門、陸こう等の閉鎖にあたっては、操作者の安全確保を最優先とし、操作後の避難が困難な場合は無理な閉鎖を行わないよう、周知徹底を行います。

第9章 南海トラフ地震臨時情報に対する避難対応

平成29年11月から、南海トラフ沿いで異常な現象が観測された場合、「南海トラフ地震臨時情報」（以下、臨時情報という。）が発表されることとなりました。この情報は、異常な現象が発生した後に発生するおそれがある南海トラフ地震（以下、「後発地震」という。）に備えるための防災情報です。地震・津波対策は、突発対応が基本となりますが、事前に情報があれば、「より安全な避難行動を選択する」という考え方で、人命を守ることに活かすことが可能となります。

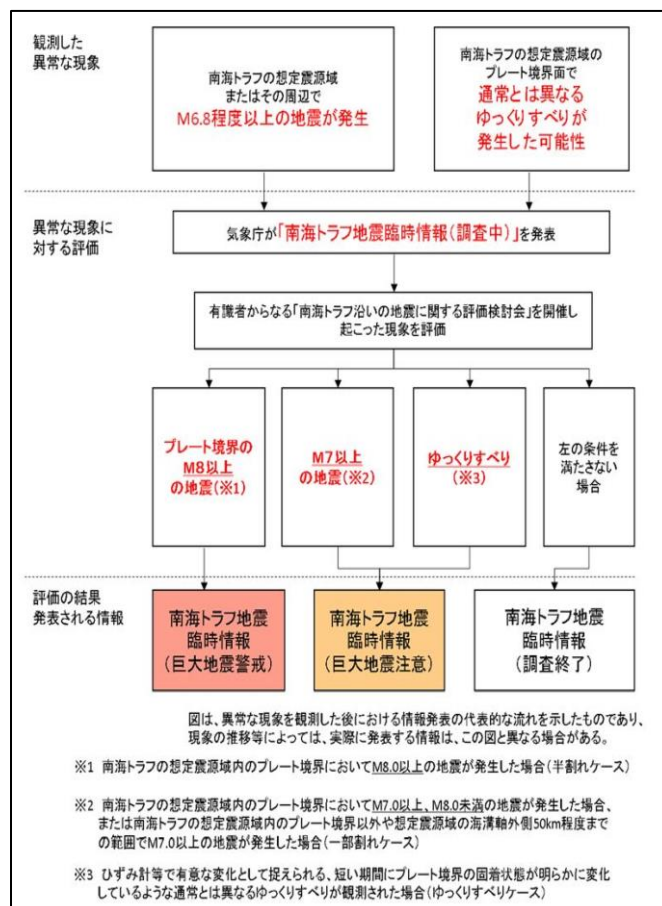
臨時情報が発表された場合には、市民全員が、日頃からの備えを再確認するとともに、一定の期間、より安全な防災行動を選択し、被害の軽減につなげる事が重要です。

宿毛市では、津波から命を守るため円滑・迅速な避難行動につながる対策に取り組んでいます。その取組に加えて、臨時情報に対する対応として、特に津波の浸水に対する事前避難の検討を進めています。

1. 臨時情報発表の流れ

内閣府が公表した「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応ガイドライン【第1版】（平成31年3月、令和元年5月一部改訂）」に示された、臨時情報発表の流れは以下のとおりとなっています。

《情報発表までのフロー》



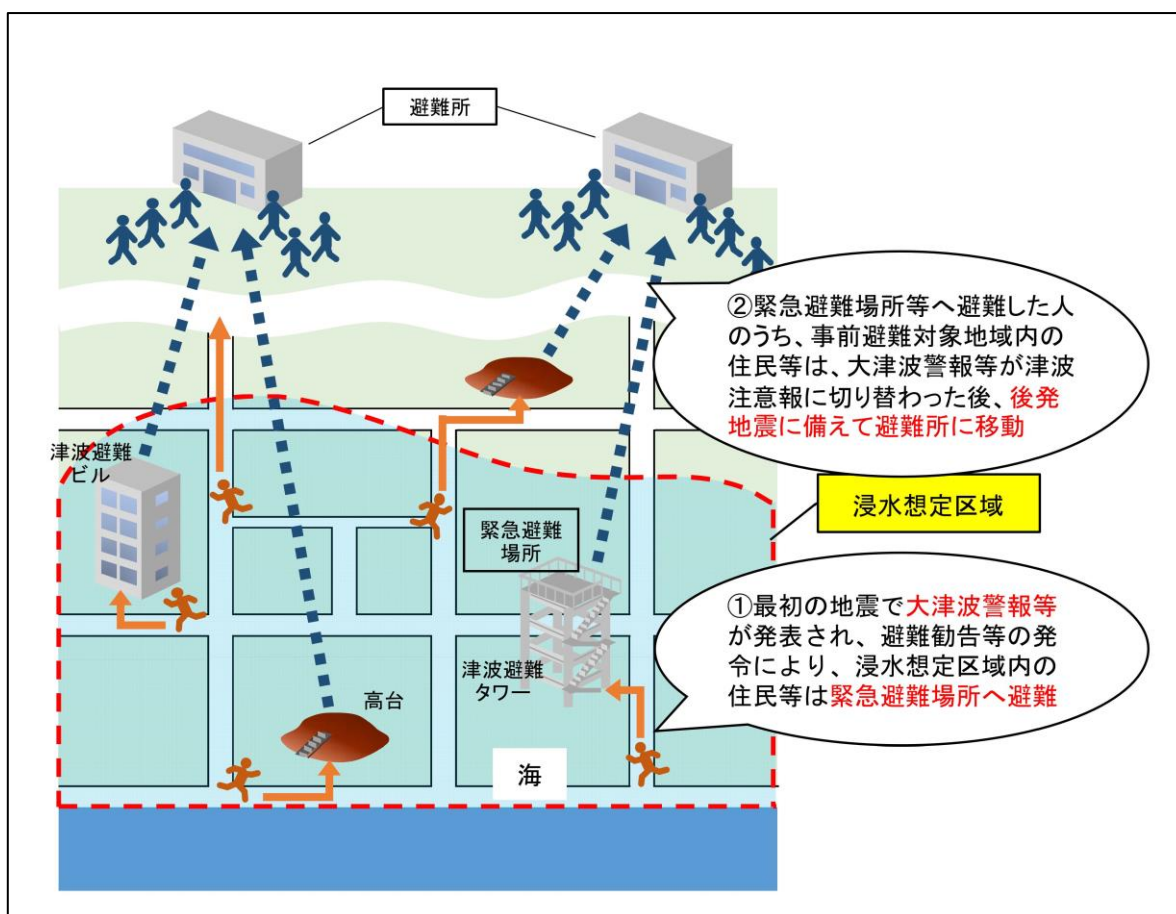
2. 臨時情報発表時に備えた対応

後発の地震が発生してからの避難では間に合わない恐れがある地域では、津波に対する事前の避難を検討する必要があります。宿毛市では、「第3章の5.避難困難地域」で津波避難が困難な地域が特定されました。

また、避難に一定の時間が必要な要配慮者、避難場所から遠いところにお住まいの方についても、事前に避難することで、安全性を大きく高めることができます。

このため、後発地震が発生してからの避難で間に合うか否かではなく、事前に避難することが望ましい範囲はどこかという観点から地域を設定し、臨時情報の周知を図っていきます。

《情報発表時の避難イメージ》



(1) 事前避難対象地域の設定

市民の生命及び財産等の安全の確保を最大限図るために、事前に避難しておくことが望ましい地域（30センチメートルの津波浸水が30分以内に生じる地域）を住民事前避難対象地域及び高齢者等住民事前避難対象地域として設定しました。

《事前避難対象地域》





(2) 日頃からの地震・津波への備えの再確認等

臨時情報が発表された場合、日常生活を行いつつ、日頃からの地震の備えの再確認等、個々の状況に応じて、以下の点に留意し一定期間地震発生に注意した行動をとることが重要です。

〔臨時情報発表時に備えた留意事項〕

- ・発表時に住民があわてて水・食料等の備蓄や安具の固定などをすることがないように、機会を捉えて、日頃から地震に備えることが重要です。
- ・発表時に、日頃からの地震の備えの再確認をするとともに、日常生活を行いつつ、一定期間、できるだけ安全な行動をとることが重要です。
- ・防災マップ等を活用し、津波・土砂災害等の危険性が高い地域や、日頃利用する施設の安全性、日常的に通行する道路周辺にブロック塀の倒壊などの危険性等を予め把握しておくなど、普段以上に地震に備えて警戒するという心構えを持つ必要があります。

(3) 訓練等の実施

臨時情報が発表された場合にとるべき対応を住民に理解してもらうために、現在実施している防災訓練と併せて、定期的に訓練を実施していきます。

その際、国から発表される情報について大規模地震発生の可能性が高まったと評価されても、必ず後発地震が起こるものではないこと等、情報の意味を正しく理解してもらうように周知していきます。

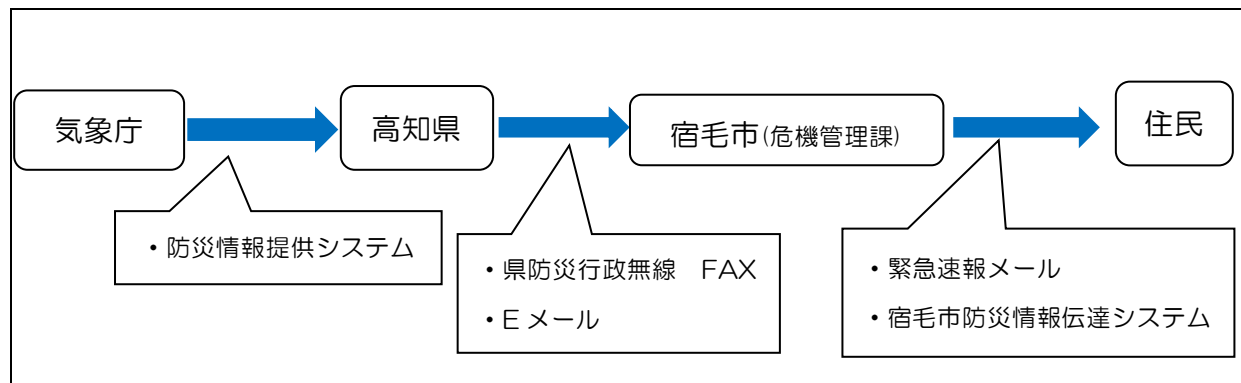
また、訓練の結果得られる反省点などを踏まえて訓練を充実させることや、避難計画を見直すことなども検討していきます。

3. 臨時情報発表時における情報伝達

臨時情報が発表されれば、国は気象庁から防災情報提供システムを通じ、高知県及び報道機関等に伝達します。そして、高知県はこの情報を防災行政無線FAX及びEメールにより、速やかに市町村に伝達することとなっています。

宿毛市では、避難勧告等による避難の呼びかけを緊急速報メールや宿毛市防災情報伝達システムなどを利用して行っていますので、臨時情報が発表された場合においても迅速に情報伝達できる体制を整備するとともに、地域住民への周知内容について以下の周知内容も参考に検討していきます。

《情報伝達の流れ》



◀「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合の住民への周知内容（参考）▶

【「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」が発表された場合】

（発表直後）

※日頃からの地震への備えを再確認するよう呼びかけ

※事前避難対象地域に対し、避難勧告等を発令

※耐震性の不足する住宅にお住まいの方、土砂災害警戒区域（種別：急傾斜地の崩壊）の斜面際からの距離が概ね 10m にお住まいの方に自主避難を呼びかけ

※そのほか、不安のある住民は自主的に避難するよう呼びかけ

（1 週間後）

※日頃からの地震への備えを再確認するよう呼びかけ

※事前避難対象地域内、耐震性の不足する住宅にお住まいの方、土砂災害警戒区域（種別：急傾斜地の崩壊）の斜面際からの距離が概ね 10m にお住まいの方に自主避難を呼びかけ

※そのほか、不安のある住民は自主的に避難するよう呼びかけ

（2 週間後）

※地震の発生に注意しながら、通常の生活に戻るよう呼びかけ

【「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」が発表された場合】

（発表直後）

※日頃からの地震への備えを再確認するよう呼びかけ

※事前避難対象地域内、耐震性の不足する住宅にお住まいの方、土砂災害警戒区域（種別：急傾斜地の崩壊）の斜面際からの距離が概ね 10m にお住まいの方に自主避難を呼びかけ

※そのほか、不安のある住民は自主的に避難するよう呼びかけ

（1 週間後）

※地震の発生に注意しながら、通常の生活に戻るよう呼びかけ

【「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表された場合】

（発表直後）

※南海トラフ沿いで異常な現象が観測され、今後、大規模地震の発生につながるものか、調査が開始された旨のお知らせ

※今後の政府や自治体からの情報に注意するよう呼びかけ

第10章 津波防災対策の啓発・訓練

津波による被害を軽減するため、住民の防災意識の向上に向けて防災啓発活動、訓練等を推進します。

1. 啓発

津波から命を守る最も重要な対策は、津波から逃げることであり、住民の津波避難意識を高めるため、市の広報やホームページなど様々な機会をとらえて津波の特性、避難時の心得、避難方法などについて啓発を行います。

2. 訓練

津波からの円滑な避難体制を確立するため、訓練の実施にあたっては、気候条件の異なる時期に実施することや、夜間に実施するなど、さまざまな条件を設定し、より実践的な避難訓練や、情報伝達等の訓練を実施します。

(1) 避難訓練

いつ発生するか分からない津波に備え、以下に示すような視点を持って、自主防災組織等と連携し、住民が主体となった避難訓練を実施・継続します。

〔避難訓練実施における留意事項〕

- 地域の行事に位置づけるなど、すくなくとも年に1度は避難訓練を行います。
- 津波避難場所や避難経路の整備に合わせて、これらの施設も活用します。
- 避難訓練に合わせて、情報伝達の訓練や防災学習会、起震車を活用した地震体験など、さまざまな訓練を組み合わせて行います。
- 行政が計画するのではなく、企画段階から地域の住民と協議を行いながら訓練を計画します。
- 避難経路に障害物を想定したり、災害時要援護者も含めた避難訓練を行うなど、より実践に近い訓練も検討します。

(2) 情報伝達訓練

初動体制や情報の収集・伝達ルートの確認、伝達機器の操作方法、住民への情報周知等の訓練を定期的実施する。

第11章 地域津波避難計画

地域ぐるみで津波からの円滑な避難ができるように、津波浸水域を抱えるすべての自主防災組織等が、下記の内容等が記載された地域津波避難計画を作成するよう働きかけるとともに、ワークショップの開催や情報提供など必要な支援を行います。

〔地域津波避難計画の記載内容〕

- 避難対象地域（浸水深）（ハザードマップに記載）
- 津波浸水予測時間（ハザードマップに記載）
- 避難目標地点（ハザードマップに記載）
- 避難経路（ハザードマップに記載）
- 避難先（ハザードマップに記載）
- 予測される津波の継続時間
- 避難の方法
- 災害時要援護者の避難支援
- 避難訓練
- 地震・津波避難の心得と備え